

令和2年度 法務省調査研究請負

# オーストラリア連邦における身分関係法制調査研究 報告書

令和3年2月  
WIP ジャパン株式会社

## 目次

第1部 調査概要 .....	1
1. 件名 .....	1
2. 調査目的 .....	1
3. 調査期間 .....	1
4. 業務内容 .....	1
第2部 オーストラリアにおける身分関係法制調査研究.....	2
第1章 オーストラリアにおける法制度と身分関係法の概要.....	2
（1）オーストラリアの統治制度及び法制度概要.....	2
（2）オーストラリアの身分関係法制度整備の概要.....	5
ア 概要.....	5
イ 改正の動向.....	7
第2章 身分に係る各種法制度.....	9
（1）法制及び証明書について.....	9
ア 婚姻法制（婚姻証明書を含む。）について.....	9
イ 離婚法制（裁判離婚・離婚証明書を含む。）について.....	13
ウ 実親子関係法制（認知制度・親子関係証明書・出生証明書・認知証明書を含む。）について.....	18
<生殖補助医療で生まれた子の親子関係に関する法令>.....	25
ACT : .....	25
エ 養子縁組法制（養子縁組証明書を含む。）について.....	32
<各州養子縁組制度概要>.....	33
<国際養子縁組：Intercountry Adoption>.....	56
<各州の国際養子縁組制度>.....	58
NSW : .....	59
オ 未成年子に対する法定代理権に関する事項（法定代理権を証する証明書を含む。）について.....	65
<各州制度概要>.....	66
カ 国籍法制（国籍証明書を含む。）について.....	68
キ 身分登録法制（証明制度を含む。）について.....	73
ク 国際私法について.....	73
（2）関連法令の有効性について.....	77
ア 憲法（2013年）.....	77
イ 婚姻法（1961年、1973年、1976年、1985年、2002年、2004年、2011年、2013年改正）.....	77
ウ 婚姻修正法（1976年）.....	77
エ 家族法（1975年法律第53号、2012年改正）.....	77
オ 養子縁組施行規則（1977年改正）.....	77
カ オーストラリア連邦国籍及び市民権法（1948年法律第83号、1950年、1952年、1953年、1955年、1958年、1959年、1960年、1966年、1967年改正）.....	77
キ オーストラリア国籍及び市民権（ビルマ人）法（1950年法律第22号）.....	78
ク オーストラリア市民権法（1969年第22号）.....	78
ケ オーストラリア市民権法（1973年第99号、1984年、1986年、1990年、1991年、1993年、2002年改正）.....	78
コ オーストラリア市民権法（2007年第20号、2007年、2008年、2009年、2010年、2012年、2013年、2014年、2015年改正）.....	78
サ 1965年養子縁組法（首都地域）（1977年改正）.....	78

シ	1993年養子縁組法（首都地域）（2012年改正）	79
ス	1964年養子縁組法（クイーンズランド州）	79
セ	2009年養子縁組法（クイーンズランド州）（2009年法律第29号）	79
ソ	養子縁組法（タスマニア州）（1988年法律第41号、1990年、1994年、1995年、1996年、1998年、1999年、2003年、2007年、2009年、2010年、2013年改正）	79
タ	養子縁組法（西オーストラリア州）（1896年、1981年改正）	79
チ	養子縁組法（西オーストラリア州）（1994年法律第9号、1997年、1998年、1999年、2002年、2003年、2004年、2008年、2009年、2012年改正）	79
ツ	養子縁組法（ニューサウスウェールズ州）（2000年法律第75号、2001年、2002年、2003年、2005年、2006年、2008年、2009年、2010年改正）	80
テ	養子縁組法（ビクトリア州）（1984年法律第10150号、1989年、1992年、1994年、1996年、1997年、1998年、2000年、2004年、2005年、2006年、2010年、2011年、2013年、2014年、2015年改正）	80
ト	1974年子供の地位に関する法律（ビクトリア州）（1974年法律第8602号、1984年、1989年、2014年改正）	80
ナ	1959年出生、死亡及び婚姻登録法（ビクトリア州）（1959年法律第6564号、1962年、1970年、1972年、1974年、1985年改正）	80
ニ	1996年出生、死亡及び婚姻登録法（ビクトリア州）	80
ヌ	1975年家族法（ビクトリア州）	81
ネ	1988年養子縁組法（南オーストラリア州）（1988年法律第90号、1993年、1996年、2005年、2009年、2013年改正）	81

# 第1部 調査概要

## 1. 件名

オーストラリア連邦における身分関係法制調査研究

## 2. 調査目的

法務省で行う戸籍及び国籍の事務処理に必要なため、オーストラリア連邦（以下「オーストラリア」という。）において現に施行されている身分関係法令及び身分関係登録制度の運用等の実務的取扱いについて総合的に調査研究し、その結果を関係法令の翻訳及びその解釈並びに実務の運用の解説によって明らかにする。

## 3. 調査期間

令和2年7月9日（木）～令和3年2月15日（月）

## 4. 業務内容

オーストラリアにおいて現に施行されている身分関係法令の原文を参照の上、内容を詳細に把握してまとめるとともに、オーストラリアの身分関係法制に関する最新の資料及び文献を収集し、また、オーストラリアの政府当局者、法律実務家及び研究者等から現在の法制度に関する実情を聴取した上で、オーストラリアにおける身分関係実務の取扱いについて具体的かつ詳細に研究成果を取りまとめる。

## 第2部 オーストラリアにおける身分関係法制調査研究

### 【各州・地域の略称表記】

本報告書ではオーストラリア各州・地域を以下略称で記載する。

州・地域	本報告書における略称表記
首都特別地域 (Australian Capital Territory)	ACT
ニューサウスウェールズ州 (New South Wales)	NSW
北部特別地域 (Northern Territory)	NT
クイーンズランド州 (Queensland)	QLD
南オーストラリア州 (South Australia)	SA
タスマニア州 (Tasmania)	TAS
ビクトリア州 (Victoria)	VIC
西オーストラリア州 (Western Australia)	WA

## 第1章 オーストラリアにおける法制度と身分関係法の概要

### (1) オーストラリアの統治制度及び法制度概要

オーストラリアは、南半球にある面積約 760 万平方キロメートルの世界最小の大陸で、日本のほぼ真南に位置し、人口約 2,565 万人、広さが日本の約 20 倍、人口は約 4 分の 1 程度の国である。ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州、南オーストラリア州、クイーンズランド州、タスマニア州、西オーストラリア州の 6 つの州と、首都特別地域及び北部特別地域の 2 つの準州で構成される国家である。オーストラリアには連邦政府と州政府が存在し、オーストラリア連邦の首都は首都特別地域にあるキャンベラ市で、そこには連邦政府、連邦議会及び連邦裁判所であるオーストラリア・ハイコートがあり、各州にはそれぞれ州都（ビクトリア州はメルボルン市、ニューサウスウェールズ州はシドニー市、南オーストラリア州はアデレード市、クイーンズランド州はブリスベン市、タスマニア州はホーバート市、西オーストラリア州はパース市）があり、そこには州政府、州議会及び州最高裁判所がある。オーストラリアはかつて旧英連邦を構成する国の一つであったが、現在はブリティッシュ・コモンウェルスの一員で、エリザベス二世を国家元首とする立憲君主国家である。エリザベス二世はグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「イギリス」という。）の元首でもあり、オーストラリアにいたることが少ないので、国の元首としての務めは、代理人であるオーストラリア総督により行われている。総督は、現在は、連邦政府により指名され、エリザベス二世により任命さ

れている。総督の権限がどの範囲まで及ぶかについては、オーストラリア憲法に規定されているものもあるが、このオーストラリア憲法に組み込まれている帝国憲法の理論によれば、総督には、協定（コンベンション）によって支配されている、ある一定の不文律による権限行使が残されていることになる。重要なものとしては、責任内閣制ということから導き出される協約に従って、総督によって連邦政府が形成されるという点であり、これによって、総選挙後に、総督は下院である衆議院の多数政党の党首に対して、内閣を作ることを求めるということになる。オーストラリア憲法によると、中央（連邦）と地方（州）という2つのそれぞれ所定の権限を有する政府が存在すること、それぞれの政府がその権限で互いに他方を一方的に否定することができないということ、どちらの政府もその権限において直接に人民に対応しているということ、地方（州）政府が地理的に区分された独立の領域を占めていることといった特徴があげられる。また、最上級の司法部であり憲法の審判者でもあるオーストラリア高等裁判所（High Court of Australia）があり、連邦政府と州政府間の紛争の最終的な調整役として憲法によって創設され、単に憲法裁判所というだけでなく、あらゆる民事、刑事の事件をも一般的に上級審として審理する裁判所でもある。憲法によると、連邦政府の権限は限定されており、特に第 51 条ではっきりと規定されているが、州の権限については規定がなく、州は、植民地がかつて有していた、法一般を制定する権限を保持している。連邦政府の権限の多くは州と併存するものであり、それらは州によっても行使されうるものである。

オーストラリアは約 6 万年前から先住民族のアボリジニが、かつては陸続きであった東南アジアから移住して暮らしていたとされ、16 世紀以降、スペイン、オランダ、ポルトガルを中心とするヨーロッパの探検家たちが、それまで実在するとは思われていなかった南の果ての大地に上陸をした。これらの者の中には自分たちが上陸したのが、島大陸としてのオーストラリアだと気づかないものが多くいたといわれている。このような中で、1770 年にイギリスの探検家、ジェームズ・クック船長が世界一周の航海途上、1770 年に最初に肥沃な東海岸を発見した。その後 10 年余り経て、イギリスでオーストラリアの植民地化が決定され、1778 年に「ファースト・フリート（最初の艦隊）」と後に呼ばれることになる、船団が現在のニューサウスウェールズ州シドニー市のボタニー湾に上陸し入植を開始した。現在でもこの上陸記念日である 1 月 26 日はオーストラリア・デーとして祝日となっている。

その後、約 80 年でイギリスから約 16 万人の囚人がこの地へ送られ、羊毛産業やゴールドラッシュも合わさって入植者の数は徐々に拡大した。シドニーのある東海岸から徐々に西へ移民が進み、1829 年には現在の西オーストラリア州もイギリスの領有宣言が出され、1836 年には現在の南オーストラリア州も誕生した。これらの地域は独自の発展を遂げてきたが、イギリス政府によりイギリス式の憲法や議会が導入され自治権が与えられ、その後これら6つの地域が集まり約 10 年かけて国家の基軸となる憲法草案をまとめ 1901 年にイギリス政府がこれを承認することにより旧英連邦の一員となり、1931 年のウェスト・ミンスター法により事実上の独立国として発足した。しかしながら、その後もイギリス本国に対する司法権、立法権及び行政権の従属状態はなおも残されていた。司法権に関しては、イギリスの枢密院司法委員会に対する上訴の道がオーストラリア高等裁判所と併存する形で残されたままであったし、立法権に関してはオーストラリア憲法がイギリスの議会制定法であり、その改廃の権限が形式的にはイギリス議会に残されており、行政権に関しては、国王の代理人として任命される総督があり、連邦に関しては内閣に相当する連邦行政評議会の助言により国王（女王）が総督を任命するという形で形式的には問題がなくなったが、各州に置かれる州総督の任命は、イギリスの外務・連邦省の助言により国王（女王）が行うこととなっており、なおイギリスに対する従属性が残されていた。これらが完全に解消されるのが、1986 年のイギリス議会によるオーストラリア法の制定であり、この法律によって完全にその従属的地位・植民地的地位を脱したといえる。

オーストラリアはかつて「白豪主義」と呼ばれる移民制限政策（移民制限法：Immigration Restriction Act 1901）をとっていたが、第二次世界大戦後にイギリス以外の国々との関係が深まる中で 1973 年に正式に「白豪主義」を撤廃し、多くの移民を受け入れるようになる。積極的な移民の受け入れでオーストラリアの人口は 100 年で約 5 倍に達し、2020 年時点での人口 2,565 万人の内 3～4 割が移民となったものの、新型コロナウイルスの影響でしばらくは移民の流入は制限される見込みである。オーストラリアでは、1999 年に共和制移行を問う国民投票を行なったが現状の立憲君主制の継続という結果に終わっている。現在の首相は自由党のスコット・モリソンで、連邦議会においては自由党及び国民党からなる保守連合と労働党が二大勢力として拮抗しており、連邦の立法権限は、連邦憲法（Commonwealth of Australia Constitution Act= The Constitution）で規定され、外交、防衛、貨幣、通貨等の特定の事項に限定されており、その他は州の権限とされるが、州政府は連邦政府にその権限を委託す

することもできる。法制度としては、基本的にはイギリス法系の国であり、「アングロ・オーストラリアン・ロー (Angro Australian Law)」と呼ばれ、先例拘束の原則を採用する判例法の国であるが、現在では成文法も多く制定されている。

## (2) オーストラリアの身分関係法制度整備の概要

### ア 概要

オーストラリアは、連邦制を採用していることで、立法権が連邦政府と州政府に分かれている。連邦政府の立法権の及ぶ範囲については、オーストラリア憲法に列挙されており、その範囲内の制限的なものとされている。ただし、本来は州政府の有する立法権限の範囲であっても、州政府から連邦政府にその権限を委ねることが認められている。憲法では、家族法の主要な二つの領域に関する連邦立法権限に関して次のように規定している。

オーストラリア憲法第 51 条 連邦議会の立法権の及ぶ範囲は次のとおりである。  
(中略)  
第 21 項 婚姻  
第 22 項 離婚及び婚姻事件：これらに関連して、子の親権、監護権及び後見。  
(以下略)

連邦政府は、1959 年まで、家族法に関しては何らの立法も行っていなかった。オーストラリア憲法上、連邦法が存在しない領域については州政府が独自に法律を制定することが認められている。したがって、1959 年までは、「家族法」に関する紛争は各州の最高裁判所が審理することとなり、州によって事件が異なった扱いを受けるという事態が生じていた。1959 年に、それまで州によって区々であった離婚原因を統合する「連邦婚姻事件法 (The Matrimonial Causes Act 1959 (Cth))」(以下「婚姻事件法」という。)が制定され、オーストラリアにおける初めての統一法が連邦法という形で制定されることとなった。これに続いて、1961 年には、「連邦婚姻法 (The Marriage Act 1961 (Cth))」(以下「連邦婚姻法」という。)が制定された。この法律は、その名の示すとおり、各州の婚姻法を統合するものである。1975 年には、「連邦家族法 (The Family Law Act 1975 (Cth))」(以下「連邦家族法」という。)が制定され、それまでの婚姻事件法は廃止され、従来の離婚原因が見直され離婚法は抜本的に再編されることとなった。この連邦家族法



では、離婚原因として唯一婚姻破綻を規定し、当時では最も先進的とされる、12 か月間の別居で婚姻破綻推定を規定し、子、扶養及び離婚財産分与その他の必要な規定の整備も行われた。この連邦家族法制定の重要な成果として、家事に関する全ての事件を専門に扱う「オーストラリア連邦家庭裁判所 (Family Court of Australia)」が創設された。また、1980 年代になって、諸外国に先駆けて子の養育費に関する連邦法が整備されたことも注目される。

このように連邦による立法が行われてきたが、オーストラリア全土で家族法を真の意味で統一するには、更なる努力が必要とされた。オーストラリア憲法では、連邦議会の立法権に関して、「婚姻」及び「離婚」と規定されており、その文言の厳格な解釈から、婚姻関係にない両親の間に生まれた子（婚外子）に関する法律を制定する権限は制限されている。この結果、異なる二つのカテゴリーを子に認めることとなり、それぞれ異なる法律が適用されることとなった。このような不都合を回避するために、西オーストラリア州を除く全ての州は、1986 年から 1990 年にかけて、自州が有する子に関する立法権限を連邦に対して提供した。この結果、今日では、婚外子を含め家族に関する事件はオーストラリア連邦家庭裁判所において連邦家族法により審理されることとなった。ただし、連邦家族法では、各州が独自の家庭裁判所を設けることを認めており、現在のところ、西オーストラリア州が唯一、州として、この家庭裁判所を有している。この西オーストラリア州の西オーストラリア州家庭裁判所は、オーストラリア連邦家庭裁判所と時を同じくして創設され、家族に関する全ての連邦法及び州法の事件に関して管轄権を持つこととなった。オーストラリア全体としての統一性を図るため、西オーストラリア州は、婚外子に関して連邦家族法と同様の内容を有する州法を規定しており、実質的には、オーストラリアには統一家族法が存在していると考えられる。

連邦家族法の領域の外に置かれているものの中では特に、婚姻関係にない男女の財産と扶養の問題が重要である。これらの事実婚 (De Facto Relationships) に関しては、比較的最近まで、財産法の一般原則に従った扱いがなされており、適切な処理がなされているとは言い難かった。事実婚（同性婚を含む。）の増加に伴い、扱いの不公正（不公平）が顕著な問題として浮上してきたことから、各州及び準州では、連邦家族法の対象とされる婚姻関係にある夫婦に対して提供される救済と同様な救済を提供するための立法を行うようになってきた。その後、各州及び準州は、連邦政府に対して、州の「デファクト・リレーションシップス・アクト（事実婚保護法：

De Facto Relationships Act)」の統一を図るために、事実婚に関しての立法を行うような要望を行ってきた。現在は、連邦家族法 4AA で de facto relationships の定義がなされ、異性・同性間にかかわらず、事実婚カップルにも同法が適用されることとなった。

## イ 改正の動向

オーストラリアにおける家族法制は現在、主に 1975 年連邦家族法とその改正法により規律されている。1986 年から 1990 年の間に、各州の政府は、監護、後見、面会、子の扶養に関する立法権限を連邦に委ねたため、結果として子の監護、扶養に関し、オーストラリア全体で統一した取扱いとなっている（ただし、連邦婚姻法（Marriage Act 1961）と、子の扶養に関する 2 つの法律、すなわち「子の養育費（登録及び徴収）に関する法律（Child Support(Registration and Collection)Act 1988）」及び「子の養育費（算定）に関する法律（Child Support Collection）Act 1988）」は、別途定められている。）。

1995 年改正法（the Family Law Reform Act 1995）により、連邦家族法の第 7 章（第 60 条 B 第 1 項〔s 60B(1)〕以下）が改正された。その内容は、後見、監護、面会交流などに関する考え方の転換である。具体的には 監護（custody）や、面会交流（access）の用語を削除した。前者の用語は、両親の別居後、子に関する権限と責任について双方の親に帰属することを前提とする親責任（parental responsibility）という用語に変更された（本稿でも以下、「親責任」という用語を用いる。）。

2006 年改正法（共同親責任）（the Family Law Amendment(Shared Parental Responsibility)Act 2006）により、連邦家族法が改正され、親責任分担の規定や「friendly parent」条項（2006 年改正法（共同親責任）第 60 条 CC（3）（c））<sup>1</sup>が設けられたうえ、子が暴力や虐待から保護される必要がない限りは、両親がそれぞれ子の生活に関わりを持つことの重要性が強調されるに至り、その結果、子と別居親との関与を促進することにつながった。

2011 年には、家族内の暴力を考慮した改正法（The Family Law Legislation Amendment (Family Violence and Other Measures) Act 2011）が成立し、これにより連邦家族法が更に改正され、2012 年 6 月から施行されている。この改正は、2006 年改正法により、導入された親責任分担の規定が、離婚後も両親による均等な養育時間を確保すべきであるかのような誤解を与え、その結

---

<sup>1</sup>相手の悪口を言わず、親子の面会交流を促進するよう努める親が適切な親なので、そちらを子どもの同居親とし、主たる監護をゆだねるという考え方。

果、両親が自身の権利・利益のみを追求し、子の最善の利益が蔑ろにされる結果を招き、さらに、「friendly parent」条項の存在（2011年改正により廃止）により、子が暴力的な親との交流を半ば強制され、暴力リスクにさらされ続ける可能性を増大させたとされ、これらに対する批判・反省を踏まえて行われたものである。2011年の改正法において、子の最善の利益として、子の安全性の確保こそが最優先であることを明確化し、「friendly parent」条項も削除されるに至った。これらの改正の意義は、裁判例でも確認されており、例えば、父が母と子に対して繰り返し暴力又は支配行為に及んでいたケースでは、裁判所は、子の安全こそが最優先であることを確認し、母の単独の親責任を認め（*Martin v Martin* [2014] FCCA 2838）、また、子と父との交流を完全に否定した例もある（*Oakes v Oakes* [2014]FamCA 285）。

2019年4月、オーストラリア法改正委員会（the Australian Law Reform Commission）は、「将来に向けての家族法（家族法制度の調査）」（「Family Law for the Future: An Inquiry into the Family Law System (Final Report)」）と題する最終レポートを公表した。同レポートによれば、子の最善の利益の内容として、虐待やネグレクト、家族暴力から子を保護することが最も重要な事項であることが一層強調され、また、これら家族法に関わる諸問題、児童保護に関する問題、そして家庭内暴力ないし家族暴力（連邦家族法では、家族暴力（Family Violence）という文言が使われている。）が絡む問題に対して、裁判所による総合的、効果的な対応を促進するため、最終的には第一審の連邦家庭裁判所を廃止し、全ての州又は準州に家庭裁判所を創設して同裁判所に解決を委ねるべきとの勧告が示されており、今後の動向が更に注目される。

## 第2章 身分に係る各種法制度

### (1) 法制及び証明書について

#### ア 婚姻法制（婚姻証明書を含む。）について

オーストラリア内での婚姻は連邦司法省（婚姻法挙行課（Marriage Law and Celebrants Section））の管轄となり<sup>2</sup>、連邦婚姻法（Marriage Act 1961）<sup>3</sup>、連邦婚姻規則（Marriage Regulation 2017）<sup>4</sup>、連邦家族法（Family Law Act1975）が適用される<sup>5</sup>。

オーストラリアで婚姻する場合は事前に婚姻希望通知書（Notice of Intended Marriage）<sup>6</sup>を提出し、1か月以内に18歳以上の証人2人の立ち合いの下で、婚姻を挙行する権限を有する公認執行人（Authorized marriage celebrant）によって挙行されなければならない<sup>7</sup>。その際には、公認執行人は婚姻証明書（Marriage Certificate）を用意し、婚姻する者及び公認執行人、証人が署名を行い、公認執行人は挙行後14日以内に出生・死亡・婚姻登記所（Births, deaths and marriages registries）に婚姻証明書を提出しなければならない<sup>8</sup>。婚姻が成立する要件は次のとおりである。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 婚姻適齢：婚姻が認められる年齢は男女ともに18歳以上である（婚姻法第11条）。ただし、16歳に達し、18歳に達していない者は、州又は準州の裁判官又は治安判事に、婚姻適齢である特別の者と婚姻することを許可する命令を申請することができる（婚姻法第12条）。</li><li>② 同意の必要：未成年（18歳未満）の婚姻に関しては保護者等の同意が必要である（婚姻法第14条）。</li><li>③ 重婚の禁止：当事者の一方が既に他の者と婚姻している場合は、婚姻は無効である（婚姻法第23条、23B条）。</li><li>④ 近親婚の禁止：尊属、卑属、兄弟姉妹間等一定の範囲の親族との婚姻は禁止されている（婚姻法第23条、23B条）。</li></ul> |
|--|

婚姻に際して上記に該当しない旨の一部証拠書類提出の義務がある。例えば、婚姻者が独身である証明や、かつての結婚歴がある場合は離婚証明書や元パートナーの死亡証明書などである。

<sup>2</sup> <https://www.ag.gov.au>

<sup>3</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00441>

<sup>4</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/F2017L01359>

<sup>5</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00182>

<sup>6</sup> <https://www.ag.gov.au/families-and-marriage/marriage/get-married#notice-of-intended-marriage-form>

<sup>7</sup> 公認執行人とは聖職者である（婚姻法第29条）。

<sup>8</sup> 婚姻証明書（Certificate of Marriage）連邦婚姻規則、付属書類1で婚姻証明書様式を定めている <https://www.ag.gov.au/sites/default/files/2020-03/Sample-Certificate-of-Marriage-Civil.PDF>

2017年に議会は婚姻法を改定し、同性婚が認められた。結婚とは「自発的に生涯にわたる二人だけの結合である」と婚姻法で定義され、同性カップルは他のカップルと同様に婚姻の権利を有することが示された<sup>9</sup>。同性カップルは、婚姻挙行の最低1か月前に婚姻の意思を通知する義務がある。

婚姻後の姓は夫婦ともに自由に選択ができ、夫婦別姓も可能である。姓を変更する際には各州・準州の出生・死亡・結婚登記所（Births, deaths and marriages registries）で変更手続を行う<sup>10</sup>。オンラインによる申請が可能である。

連邦婚姻法には再婚禁止期間の設定はなく、連邦家族法では離婚命令の確定後（命令発出から1か月経過後）であれば当事者は再婚可能と定める。

---

<sup>9</sup> <https://www.ag.gov.au/families-and-marriage/marriage/marriage-equality-australia>

<sup>10</sup> <https://info.australia.gov.au/information-and-services/family-and-community/births-deaths-and-marriages-registries>



<婚姻証明書様式>

オーストラリア連邦

結婚法 1961

婚姻証明書

結婚は両当事者の間で厳粛に執り行われたが、その詳細は以下のとおりである。.....婚姻日及び婚姻場所.....

(.....司祭者.....の儀式に従って)

詳細	関係者 1	関係者 2
関係者の詳細	花婿 <input type="checkbox"/> 花嫁 <input type="checkbox"/> パートナー <input type="checkbox"/>	花婿 <input type="checkbox"/> 花嫁 <input type="checkbox"/> パートナー <input type="checkbox"/>
姓		
名		
職業		
居住地		
配偶関係		
出生地		
誕生日		
父氏名		
母氏名		

婚姻者署名

証人氏名

証人署名

私(フルネーム)

上記の日及び場所において、上記の当事者間の 1961 年結婚法の規定に従って正式に結婚を正式に祝ったことを証明する。

日付

## イ 離婚法制（裁判離婚・離婚証明書を含む。）について

関連行政機関は連邦司法省、連邦家族裁判所（family Court of Australia）、連邦巡回裁判所（Federal Circuit of Australia）などがあり、関連法令としては連邦家族法（Family Law Act 1975）、連邦家族規則（Family Law Regulation 1984）が適用される。

豪州での離婚は、事実婚（De facto relationship）も含め、「破綻主義」をとっており、裁判所命令によって成立する。裁判所は婚姻関係が破綻し、回復の見込みがないことが客観的に認められる場合には、相手の責任（不貞行為やDV）の有無を問わずに離婚を認める（家族法第48条）。婚姻関係が破綻しており、二人の間にできた子の福祉及び養育のために行われた措置が適正であると裁判所が判断すれば離婚は成立する。

婚姻関係破綻の証拠として受け入れられるのは、12か月以上の別居（家庭内別居も含む。）である。また、同居が再開される見込みがないと裁判所が判断することも必要である（家族法第48条）。家族法では、当事者のどちらか一方の行為によって同棲に終止符が打たれた場合であっても、引き続き同じ住居に同棲していても、一方が家事の一部を提供していても別居とみなされる（第49条）。12か月間の別居は継続したものでなければならないが、次の場合は例外として認められる。

- 別居後、一度同棲を再開したが、3か月以内に再び別居し、離婚申出の日まで別居していた場合は、同棲していた期間の前後の別居の期間を連続した一の期間として通算することができる。ただし、同棲していた期間は、別居していた期間の一部とはみなされない（家族法第50条）。

婚姻後2年以内の場合はカウンセリングを受講する必要がある。申立ては配偶者のうちどちらか一方がこの結婚はもはや修復不可能と信じて書類に署名をすれば認められ、破綻主義の原則から慰謝料請求の概念はない。離婚申請はウェブサイト（Commonwealth Courts Portal）を通じてオンラインで行い、離婚命令はウェブサイトを通じて印刷が可能、裁判所の公式文書として扱われる。離婚命令は裁判所が離婚命令を出した1か月後に効力を持つ<sup>12</sup>。

離婚裁判とは切り離して、財産分与、配偶者扶養、子の監護・養育の裁判が必要に応じて個々の申立てによって行われる。離婚命令が出されると両当事者は離婚成立から12か月以内に、事実婚関係にある二人が別居した日から

<sup>12</sup> 離婚命令（Divorce Order）サンプル

[https://www.liv.asn.au/PDF/Divorce-order-\\_children\\_---sample.aspx](https://www.liv.asn.au/PDF/Divorce-order-_children_---sample.aspx)



2年以内に財産分与申請を行わなければならない（家族法第44（3）条、44（5）条）。豪州では財産を半分に分割する権利は自動的に与えられず、各当事者が結婚・関係中にどれだけ財政的、非財政的に貢献したか、また各当事者の将来の経済的必要性に基づいて分割割合が決まる。

WAは事実婚における18歳未満の子・財産に関する独自の法令（Family Court Act 1997）を持ち、豪州内で唯一、「州としての家庭裁判所」を有しているが、他州との統一性を図るため婚外子に対して連邦家族法と同様の内容を有する州法を規定<sup>13</sup>。主な内容として事実婚で子がいる場合、その関係を持つ前、中、後それぞれのFinancial Agreement（金融協定）を結ぶ必要がある（Family Court Act 1997, 205ZC, 205ZO, 205ZP）<sup>14</sup>。子が養子縁組、結婚又は事実婚の関係に入ると子に関連する養育命令は効力を失い、その後の期間に支払われた金額は法廷で取り戻すことが可能である（Family Court Act 1997, 131）。

豪州のコモンローは、元来英国のコモンローに由来し、嫡出子と非嫡出子を区別し、不平等性があったが、1986年から1990年に全ての州と準州で法改正がなされ、現在では「平等な法的地位（Equality of States）」の名の下に、全ての子が法の下で平等に扱われるようになった。

---

<sup>13</sup> 「親権・監護権に関するオーストラリア法令の調査報告書概説」参照  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000552260.pdf>

<sup>14</sup> [http://classic.austlii.edu.au/au/legis/wa/consol\\_act/fca1997153/](http://classic.austlii.edu.au/au/legis/wa/consol_act/fca1997153/)

<離婚証明書様式><sup>15</sup>

**FAMILY LAW ACT 1975  
DIVORCE ORDER**

**IN THE FEDERAL MAGISTRATES  
COURT OF AUSTRALIA** **File No: (P) XXXXXXXXXXXXX**

**IN THE MARRIAGE BETWEEN:**

XXXXXXXXXXXXX (Husband)

**AND**

XXXXXXXXXXXXX (Wife)

**BEFORE:** XXXXXXXXXXXXX

**DATE OF ORDER:** Tuesday, 2 August 2011

**MADE AT:** MELBOURNE

The application of XXXXXXXXXXXXX for a divorce order in relation to the marriage of the above named husband and wife, which was solemnised on thirtieth day of March 1993, was heard on the second day of August 2011.

**THE COURT FINDS:**

1. The marriage is proved.
2. The wife was at all material times ordinarily resident in Australia and has been so resident for 1 year immediately preceding the date on which the application was filed.
3. The ground for the application for a divorce order – namely, that the marriage has broken down irretrievably - is proved.

**THE COURT, BY ORDER, DECLARES THAT IT IS SATISFIED:**

4. The only child/ren of the marriage, as that expression is defined in section 55A(3), who has/have not attained the age of eighteen years is/are the child/ren:  
XXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXX (name and date of birth of each child)
5. The Court by order declared that it was satisfied that the only child/children of the marriage who has/have not attained the age of 18 years is/are the child/children specified in the order and that proper arrangements in all the circumstances have been made for the care, welfare and development of the child/children.

**THE COURT ORDERS:**

6. A divorce order be made, such divorce order to take effect and thereby terminate the marriage on third day of September 2011.

**By the Court**  
  
**Registrar**



See Page 2 for Certificate and Notes

<sup>15</sup> 離婚命令サンプル

[https://www.liv.asn.au/PDF/Divorce-order-\\_children\\_---sample.aspx](https://www.liv.asn.au/PDF/Divorce-order-_children_---sample.aspx)

FILE NO: XXXXXXXXXX

**CERTIFICATE THAT THE DIVORCE ORDER HAS TAKEN EFFECT**

I certify that the divorce order made in relation to the application XXXXXXXXXXXX took effect on the third day of September 2011, thereby terminating the marriage between XXXXXXXXXXXX

By the Court

*David Byrne*



Registrar

**NOTES:**

1. If a party to the marriage proposes to make an application to a court exercising jurisdiction under the *Family Law Act 1975* as to property or as to the maintenance of that party, such application must be made within 12 months from the date upon which this divorce order takes effect. After that time such an application cannot be made without first obtaining the leave of the court to do so.
2. A divorce order which has taken effect may revoke, or otherwise affect the operation of, the Will of a party. Parties should seek legal advice about their position under the law of the State or Territory concerned.
3. A party to a marriage who marries again before this divorce order takes effect (unless the other party has died) commits the offence of bigamy.
4. If, before this divorce order takes effect, it comes to the notice of a party to the marriage that the other party has died, he or she should file an affidavit or certificate in the office of the court giving particulars of the date and place of death.

XXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXX

<離婚証明書様式>

連邦家族規法 1975

離婚命令

オーストラリア連邦治安判事裁判所ファイル番号：(P)xxxxxxxx

婚姻関係者 (夫)  
(妻)  
旧姓：

命令執行日：2011年8月2日 火曜日

作成場所：メルボルン

1993年3月30日に挙行された上記夫婦の結婚に関連する離婚命令の xxx の申請は2011年8月2日に審問された。

裁判所は以下を確認した：

1. 婚姻が証明された
2. 妻は申請日の直近1年間を含め、常にオーストラリアに居住している。
3. 離婚命令申請の根拠-婚姻が取り返しのつかないほど崩壊したことが証明されている。

裁判所は命令により以下が正当であると宣言する：

4. セクション 55A(3)の定義により婚姻関係中における子/子たちとは 18歳に達していない下記の者である。

xxx xxx

xxx xxx

(それぞれの子の氏名・生年月日)

5. 裁判所命令宣言は婚姻関係中の 18歳以下の子/子たちに対してあらゆる状況でのケア、福祉及び発達のための適切な取決めがなされる。

裁判所命令：

6. 離婚命令が発出され、離婚命令が発効するとともに 2011年9月3日に婚姻関係が終了する。

裁判所

(署名、印章)

登録人

証明書及び注意事項については2ページを参照のこと。

(2ページ)

ファイル番号：xxxxxxxx

**離婚命令発効証明書**

私は申請 xxx に関して行われた離婚命令が 2011年9月3日に発効し、それによって xxx 間の婚姻関係が終了したことを証明します。

裁判所

(署名、印章)

登録人

注記：

1. 婚姻関係者が 1975 年家族法に基づく管轄権を行使する裁判所に財産又はその維持について申請しようとした場合はこの離婚命令日から 12 か月以内に行わなければならない。その期間経過後は最初に裁判所の許可を得なければならない。
2. 発効した離婚命令は当事者の遺言作成を取り消すか、又は影響を与える可能性があるため、その際は関係する州又は準州の法律に基づく法的助言を求める必要がある。
3. 本離婚命令が発効する前に（婚姻相手が死亡していない限り）再婚した場合、重婚罪となる。
4. 本離婚命令が発効する前に、婚姻相手が死亡したことが通知された場合、死亡の日付と場所の詳細を記載した宣誓供述書又は証明書を裁判所に提出する必要がある。

XXXXX  
XXXXX  
XXXXX

#### ウ 実親子関係法制（認知制度・親子関係証明書・出生証明書・認知証明書を含む。）について

実親子関係に関する法制は各州行政機関に委ねられ、連邦家族法、連邦婚姻法、各州関連法令で定められている。

オーストラリア内で子が生まれた場合、生後 60 日以内に州の「出生、死亡、婚姻登記所」への届出が必要である<sup>16</sup>。出生届は義務付けられており、費用は無料である（出生証明書は有料）。出生証明書は子の年齢や出生地、親に関する詳細を示す法的証拠となり、一部の政府からの給付金や学校やスポーツへの入学、銀行口座の開設、パスポートの交付を申請する際に必要となる。

親子関係の推定：連邦婚姻法（Marriage Act 1961, section89-93）、連邦家族法（Family Law Act 1975, 69P-69U）の関連規定に基づき、次の場合に女性と夫（又は事実婚当事者の 2 人）の子と推定される。親子関係証明書はなく、出生証明書が発行される。

- ・婚姻中又は事実婚の関係にあり、子が生まれた場合
- ・出生証明書にその男性の名前が父として記載されている場合（その際、男性自ら父であることを認めていることが必要）
- ・婚姻が死亡により終了又は無効になった場合、44 週間以内に出生した

<sup>16</sup> WA は 1 か月以内。

[https://www.slp.wa.gov.au/statutes/swans.nsf/5d62daee56e9e4b348256ebd0012c422/87022502cf1e8cc24825675300116e04/\\$FILE/Births%20Deaths%20and%20Marriages%20Registration%20Act%201998.PDF](https://www.slp.wa.gov.au/statutes/swans.nsf/5d62daee56e9e4b348256ebd0012c422/87022502cf1e8cc24825675300116e04/$FILE/Births%20Deaths%20and%20Marriages%20Registration%20Act%201998.PDF)

場合

- ・同居と別居が繰り返された場合、同居後 3 か月以内、又は別居後 44 週以内に出生した場合
- ・事実婚である場合、破綻後 20 週間以内に出生した場合

認知：連邦婚姻法（Marriage Act 1961, section92）では裁判所への申立てにより嫡出判決を得ることができる旨を規定している。「認知証明書」はなく、出生証明書が発行される。DNA 検査を実施する際は両当事者の合意が必要であり、もし拒否の場合は裁判所命令が必要である。

1984 年家族法規則 21N(3)に基づき、連邦又は州の家庭裁判所、連邦微罪裁判所、州最高裁判所への申立てにより、当該裁判所は DNA 検査を含む命令（ある者が父母の嫡出であることについての命令）を出すことができる。また、州又は準州の最高裁判所は、ある者が嫡出であることについての判決を下すことができる。親子鑑定は、オーストラリア国立試験機関協会 (NATA) の認定を受けた研究所で実施しなければならない<sup>17</sup>。

親子鑑定は次の検査方法から選択する<sup>18</sup>。

- ・ DNA タイピング (DNA Typing)
- ・ 赤血球抗原の血液型分類 (Red Cell antigen blood grouping)
- ・ 赤血球酵素血液型 (Red cell enzyme blood grouping)
- ・ ヒト白血球抗原 (Human leucocyte antigen : HLA)
- ・ 組織タイピング (Tissue typing)
- ・ 血清マーカーの検査 (Testing for serum markers)

VIC では「子どもの地位に関する法 (Status of Children Act 1974)」(Section 7) と「出生・死亡・婚姻登録法 (Births, Deaths and Marriages Registration Act 1996)」がリンクしており、子の母及び父であることを認める人物が法定宣言書に立会う権限を与えられている者<sup>19</sup>が証人となり、立会いの下で署名し

<sup>17</sup> NATA が認定した研究所リストをダウンロードすることができる。

<https://www.ag.gov.au/families-and-marriage/publications/list-laboratories-and-nominated-reporters>

<sup>18</sup> <https://www.ag.gov.au/families-and-marriage/families/children-and-family-law/accredited-parentage-testing-laboratories-and-nominated-reporters>

<sup>19</sup> 法定申告証人になれる人物のリストは次のリンクにある。例えば、建築士、医師、助産師など資格を持っている人や公的な機関に所属している人など具体的に示されている。

<https://www.justice.vic.gov.au/justice-system/legal-assistance/information-for-authorised-statutory-declaration-witnesses>

た文書は公的な証拠とみなされる（親子関係証明書と同等の扱い）<sup>20</sup>。

NSW では各種受精手続の結果として生まれた子については、親が手続の時点で結婚しているかデファクト・カップル（事実婚）関係にあり、父母（申請者）が手続に同意することが求められる<sup>21</sup>。

---

<sup>20</sup> statutory declaration form は以下 URL からダウンロードすることができる。

<https://www.justice.vic.gov.au/statdecs>

<sup>21</sup> 親の詳細を出生登録に追加

<https://www.nsw.gov.au/sites/default/files/2020-02/apply-for-add-a-parent.pdf>

<出生証明書様式>(認知証明書、親子関係証明書、養子縁組証明書でもある。)<sup>22</sup>


ACT, SA and NT

Births, Deaths and Marriages Registration Act 1997

State

## BIRTH CERTIFICATE


<p><b>CHILD</b></p> <p>Surname Given Names Sex Date of Birth Place of Birth</p>	<p>Family Name Given Name(s) FEMALE Date of Birth State Hospital, State</p>
<p><b>MOTHER</b></p> <p>Surname Former Surname Given Names Age Place of Birth Occupation</p>	
<p><b>FATHER</b></p> <p>Surname Former Surname Given Names Age Place of Birth Occupation</p>	
<p><b>MARRIAGE OF PARENTS</b></p> <p>Date of Marriage of Parents Place of Marriage of Parents</p>	
<p><b>PREVIOUS CHILDREN OF PARENTS</b></p> <p>Given Names (Sex, Date of Birth)</p>	
<p><b>INFORMANTS</b></p> <p>Name Relationship to Child</p>	
<p><b>REGISTRATION</b></p> <p>Registration Number Registration Date</p>	<p>11223344 01/01/1990</p>



CERTIFICATE NUMBER  
0001056879

I certify that the above are particulars contained in an entry in the Register kept in the Office of Births deaths and Marriages, in the State in Australia.

Given under my hand and seal this    Date Certificate Issued





STEVEN SIGNATURE  
REGISTRAR

<sup>22</sup> <https://www.mygovid.gov.au/verifying-your-birth-certificate#Example%20BC>



NSW, QLD, TAS, VIC and WA

	<p>State</p> <p>Registration Number nnnn / yyyy</p>
<b>BIRTH CERTIFICATE</b> Births, Deaths and Marriages Registration Act 1997	
<b>CHILD</b> Surname Given Names Sex Date of Birth Place of Birth	<p>Family Name</p> <p>Given Name(s)</p> <p>FEMALE</p> <p>Date of Birth</p> <p>State Hospital, State</p>
<b>MOTHER</b> Surname Given Names Maiden Surname Usual Occupation Age or Date of Birth Place of Birth	
<b>FATHER</b> Surname Given Names Usual Occupation Age or Date of Birth Place of Birth	
<b>PARENTS' MARRIAGE</b> Date of Marriage Place of Marriage	
<b>PREVIOUS CHILDREN OF THE SAME PARENTS</b>	
<b>INFORMANT</b> Name(s) Description	
Registered on Registration Date	01/01/1990
<p>I certify that the above are particulars contained in an entry in the Register kept in the Office of Births deaths and Marriages, in the State in Australia.</p> <p style="text-align: right;"><i>J. Signature</i></p> <p>Certificate Issue Date</p> <p style="text-align: right;">STEVEN SIGNATURE REGISTRAR</p> 	

(例) クイーンズランド州 出生証明書サンプル<sup>23</sup>

6213606

**Queensland**  
**BIRTH CERTIFICATE**

Not a registration number: 6213606      REGISTRATION NUMBER 1997/49875

<b>Given names and surname</b>	Name . . . . . <i>Patricia Joanne Robinson</i>
<b>Date of event</b>	Sex . . . . . <i>Female</i> Date of birth . . . . . <i>26 February 1997</i> Place of birth . . . . . <i>Royal Women's Hospital, Herston</i>
	Name and surname . . . . . <i>Margaret Anne Robinson</i> Maiden name . . . . . <i>Atkinson</i> Occupation . . . . . <i>Computer Programmer</i> Age and birthplace . . . . . <i>25 years Townsville, Queensland</i>
<b>FATHER</b>	Name and surname . . . . . <i>Craig Joseph Robinson</i> Occupation . . . . . <i>Motor Mechanic</i> Age and birthplace . . . . . <i>26 years Killarney, Queensland</i>
<b>PREVIOUS CHILDREN OF RELATIONSHIP</b>	Names and ages . . . . . <i>George Paul 2 years</i>
<b>SAMPLE ONLY</b>	
<b>INFORMANT</b>	Name, description or relationship, . . . . . <i>M. Robinson, Mother, 23 Boondall Crescent, Brighton</i> <i>C. Robinson, Father, 23 Boondall Crescent, Brighton</i>
<b>REGISTRAR</b>	Name . . . . . <i>D.B. Tanner</i> Date of registration . . . . . <i>26 February 1997</i> Place of registration . . . . . <i>Brisbane</i>
	Name, if altered or added after registration of birth . . . . . Date noted . . . . .
<b>Notes (if any)</b>	

CAUTION: Information and details which enter any Certified Copy of an entry in any Register of Births, Marriages or Deaths, whether in person, information, removal, addition and falls to the Registrar to be provided in full. See Sections 43B and 43B of the "Civil Code".

I, Catherine McCahon, Registrar-General certify that the above is a true copy of particulars recorded in a Register kept in the General Registry at Brisbane.

Dated: 22 August 2007      *Catherine McCahon*  
Registrar-General

**N.B.** Not Valid Unless Bearing the Authorised Seal and Signature of the Registrar-General

<sup>23</sup> Service NSW > Verify your identity document  
[https://www.service.nsw.gov.au/sites/default/files/2019-05/QLD%20Birth%20Certificate%20post%201%20July%201996.jpg?\\_ga=2.85945049.1508302955.1608616110-400708210.1606717443](https://www.service.nsw.gov.au/sites/default/files/2019-05/QLD%20Birth%20Certificate%20post%201%20July%201996.jpg?_ga=2.85945049.1508302955.1608616110-400708210.1606717443)  
 以下も参照した。  
<https://www.mygovid.gov.au/verifying-your-birth-certificate#NSW>  
<https://www.usi.gov.au/about/forms-id/birth-certificate-australian>

＜クイーンズランド州 出生証明書様式＞

クイーンズランド州  
出生証明書

登録番号  
1997/49875

子 姓・名 性別 生年月日 出生場所：州立病院名、州	パトリシア・ジョアン・ロビンソン 女性 1997年2月26日 ロイヤル・ウィメンズ・ホスピタル (ハーストン)
母 姓・名 旧姓 職業 年齢及び出生地	マーガレット・アン・ロビンソン アトキンソン コンピュータ・プログラマー 26歳、クイーンズランド州キラニー
父 姓・名 職業 年齢及び出生地	クレイグ・ジョセフ・ロビンソン 自動車修理工 26歳、クイーンズランド州キラニー
上記子より以前に出生した両親間の子	ジョージ・ポール 2歳
情報提供者 氏名、続柄及び住所	M・ロビンソン、母、ブーンダルクレ セント23番、ブライトン C・ロビンソン、父、ブーンダルクレ セント23番、ブライトン
登録者 氏名 登録日 登録所	D・B・タナー 1997年2月26日 ブリスベン
出生登録以降の姓名変更 記載日	
備考	

ブリスベン登録所所長カトリーヌ・マッカホンは、上記がブリスベン登録所に記録されている登録内容の真正な写しであることを証する。

印章

(署名)

証明書発行日 登録所所長

登録所所長印章・署名のないものは無効とする。

## <生殖補助医療で生まれた子の親子関係に関する法令>

### ACT :

親子法 (Parentage Act 2004) <sup>24</sup>が生殖補助医療によって生まれた子の親子関係を規定している。依頼者 2 人が代理出産で生まれた子の親権命令を申請する意思を表明している代理親契約 (Substitute parent agreement) がある。少なくとも依頼者の 1 人は子の遺伝的な親であり、かつ ACT に居住していなければならない (親子法第 24 条)。親となろうとする者 (両者とも 18 歳以上) のどちらか又は両者は、州最高裁判所に親子関係の認定を子の出生後 6 週間から 6 か月の間に申請することができる (親子法第 26 条)。

### NSW :

生殖補助医療法 (Assisted Reproductive Technology Act 2007) <sup>25</sup>及び代理出産法 (Surrogacy Act 2010 No 102) <sup>26</sup>により代理出産が容認されている。ただし、商業的代理出産は禁止されている (生殖補助医療法第 43、44 条、代理出産法第 8、9 条) 代理出産契約とは次のように定義されている (代理出産法第 5 条)。

- ・女性が妊娠又は妊娠を試みることに同意し、妊娠の結果生まれた子との親子関係を他者に譲渡することに同意する (受胎前の代理母出産の取決め)。
- ・又は妊婦は妊娠の結果生まれた子の親子関係を他者に譲渡することに同意する (受胎後の代理母出産の取決め)。

代理出産の前提条件として、代理母は代理出産契約時に少なくとも 25 歳以上でなければならない、裁判所がこれを放棄する場合でも 18 歳未満であってはならない (代理出産法第 14 条)。また、全ての当事者は代理出産契約前に、有資格のカウンセラーから代理母出産の社会的心理的影響についてカウンセリングを受けていなければならない。NSW で生まれた子の法的な親は、分娩した女性とその配偶者又は事実上のパートナーになる。代理出産契約は強制的なものではなく、代理母は生んだ子を自分の手元に置く権利を持つ (代理出産法第 6 条)。したがって、もし代理母が子の出

<sup>24</sup> [http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/act/consol\\_act/pa200499/](http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/act/consol_act/pa200499/)

<sup>25</sup> <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/pdf/asmade/act-2007-69>

<sup>26</sup> <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2010-102>

産後に子を手元におくこと又は妊娠を中断することを決めた場合は、養親となろうとする者は親権の手続（parentage order）を進めることができない<sup>27</sup>。代理母が契約に引き続き同意している場合は、親となろうとする者は子の出生後 30 日から 6 か月以内に最高裁判所に親権を申請することができる。ただし、例外的な状況によって正当化されると法廷が納得した場合のみ、期限後に行われた申請を審理及び決定することができる（代理出産法第 18 条）<sup>28</sup>。代理出産による親子関係証明の登録は婚姻関係にある夫妻以外にも単身者、同性カップル、事実婚のカップルも利用することができる。「出生及び死亡、結婚登録法」（The NSW Births, Deaths and Marriages Registration Act 1995 No 62 パート 4 A）<sup>29</sup>に基づいて、子の出生証明書には、本人が代理母の子であることを示す情報を記載してはならないと規定されている（第 25D 条）。ただし、子が 18 歳以上になった場合、その記入について更なる情報が入手可能であることを示す追補をその証明書に添付しなければならない。

#### NT :

生殖補助医療で生まれた子の親子関係は子ども法（Status of Child Act 1978）で規定されている<sup>30</sup>。母子関係については、子を出産する女性は、他の女性から卵子が提供され、受精により妊娠した場合であっても、子の母であると規定される（子ども法第 5C 条）。卵子を提供した女性は、妊娠によって生まれた子の母とは推定されない（子ども法第 5E 条）。

父子関係については、既婚の女性が夫の同意を得て、その結果妊娠することとなる受精の手続を行う場合、

- (a)夫は、いかなる場合にも、妊娠をさせたものと推定し、かつ、妊娠によって生まれた子の父と推定する。及び、
- (b)受精の手続に用いた精液が夫の精液でない場合には、その精液提供者は、その精液を生産した者ではないと推定し、いかなる場合にも、妊娠によって出生した子の父でないものと推定する。  
(子ども法第 5D 条)。

<sup>27</sup> <https://www.parliament.nsw.gov.au/tp/files/73919/Review%20of%20Surrogacy%20Act%202010.pdf>  
p. 2 の 1.9

<sup>28</sup> <https://www.parliament.nsw.gov.au/tp/files/73919/Review%20of%20Surrogacy%20Act%202010.pdf>  
p. 3 の 3.19 「例外的な状況」として、代理出産法施行前のケースがある。

<sup>29</sup> Part 4A Registration of parentage orders

<https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1995-062#pt.4A>

<sup>30</sup> <https://legislation.nt.gov.au/en/Legislation/STATUS-OF-CHILDREN-ACT-1978>

女性同士のパートナー関係における親子関係は、他の女性の事実上のパートナーである女性が、他の女性の同意を得て、妊娠に至る受精を受けた場合は、当該他の女性は、NT の法律の全ての適用上、次の者の親と推定される。

(a)妊娠の結果生まれてこなかった子 (Unborn Child)、及び  
(b)妊娠の結果生まれた子  
(子ども法第 5 DA 条)。

また、配偶者のいない女性、又は配偶者のいる女性が夫の同意を得ないで行う受精手続において、精液が提供された場合には、その精液提供を理由として生じた妊娠により出生した子については、その子の母の夫とならない限り、その精液提供者は、何らの権利も負わず、何らの責任も負わない (子ども法第 5 F 条)。

#### QLD :

QLD では全ての代理出産が禁止されていたが、2010 年に代理出産を容認する代理出産法 (Surrogacy Act 2010) <sup>31</sup>が成立した。代理出産契約とは次のとおり定義されている (代理出産第 7 条)。

・女性はある意思がある上で、妊娠すること、又は妊娠しようとすることに同意する。  
(i) 妊娠の結果、生まれた子は、女性の子としてではなく、他者の子と扱う。  
(ii) 妊娠の結果、生まれた子の親権と保護を他者に譲渡する。  
・他者は、妊娠の結果として生まれた子の親権と保護に永久的に責任を負うことに同意する。

代理出産の取決めが行われた時に両親となる 2 人が、同性・異性間／婚姻関係・事実婚関係いずれかの形でカップルだった場合は、次の親子申請の際も、関係が続いている限り、2 人の親が一緒に行く必要がある (代理出産第 21 条)。ただし、両親の 1 人が死亡した場合はその限りではない。単身者の場合も同様に代理出産と親子関係申請の利用が可能である。

代理出産で生まれた子の出生後 28 日から 6 か月以内に裁判所に申請する (代理出産第 21 条)。子と申請者又は共同申請者は、申請が行われる前

<sup>31</sup> <https://www.legislation.qld.gov.au/view/pdf/2016-03-22/act-2010-002>

に少なくとも 28 日間共に暮らしていることが必要である（代理出産第 22 条（2）（b））。親子関係登録後は、子と申請者は親子関係となり、代理親との親子関係は失効する。ただし、親子関係に係る事案で性犯罪に関する法律を適用する場合、子は代理親、新たな親との両方の血統のつながりがあるとみなされる。代理出産契約の当事者は契約時に 25 歳以上でなければならない、依頼者は QLD に居住していることが必要である（代理出産第 22 条（2）（f）（g））。代理出産契約は受胎前に行われている必要がある（代理出産第 22 条（2）（e））。

**SA:**

SA では以前、家族関係法（Family Relationship Act 1975）<sup>32</sup>では代理出産は認められず、生殖補助医療法（Reproductive Technology (Clinical Practices) Act 1988）では、生殖補助医療を利用することができるのは、不妊の婚姻カップルだけに限定されていた。代理出産の扱いが法律によってまちまちであったため、改正が必要であった。2009 年に家族関係法、出生及び死亡、結婚登録法（Births, Deaths and Marriages Registration Act 1996）<sup>33</sup>、生殖補助医療法を改定する州改正（代理出産）法（States amendment (Surrogacy) Act 2009）<sup>34</sup>が施行され、代理出産が認められた。2017 年には州改正（代理出産資格）法（States amendment (Surrogacy Eligibility) Act 2017）<sup>35</sup>により、生殖補助医療法及び機会均等法（Equal Opportunity Act 1984）、家族関係法が改正され、同性カップルも代理出産を依頼することができるようになった（家族関係法第 10A 条）。さらに、2019 年に代理出産法（Surrogacy Act 2019）<sup>36</sup>、2020 年に代理出産規則（Surrogacy Regulations）<sup>37</sup>が施行されている。

子を出産する女性は、子はその女性又は他の女性から採取した卵子の受精によって妊娠したかは問わず、州法上、子の母である（家族関係法第 10C 条）。卵子提供者は子の母とはみなされない。婚姻している女性又は

---

32

<https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/FAMILY%20RELATIONSHIPS%20ACT%201975/CURRENT/1975.115.AUTH.PDF>

<sup>33</sup><https://legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/BIRTHS%20DEATHS%20AND%20MARRIAGES%20REGISTRATION%20ACT%201996/CURRENT/1996.6.AUTH.PDF>

<sup>34</sup>[https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/V/A/2009/STATUTES%20AMENDMENT%20\(SURROGACY\)%20ACT%202009\\_64/2009.64.UN.PDF](https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/V/A/2009/STATUTES%20AMENDMENT%20(SURROGACY)%20ACT%202009_64/2009.64.UN.PDF)

<sup>35</sup>[https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/V/A/2017/STATUTES%20AMENDMENT%20\(SURROGACY%20ELIGIBILITY\)%20ACT%202017\\_6/2017.6.UN.PDF](https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/V/A/2017/STATUTES%20AMENDMENT%20(SURROGACY%20ELIGIBILITY)%20ACT%202017_6/2017.6.UN.PDF)

<sup>36</sup><https://www.legislation.sa.gov.au/index.aspx?action=legref&type=act&legtitle=Surrogacy%20Act%202019>

<sup>37</sup> <https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/R/Surrogacy%20Regulations%202020.aspx>

事実婚関係にある女性が、配偶者又はパートナーの同意を得て妊娠した場合、男性の配偶者は父、パートナーは共同親（co-partner）と推定される。男性の場合も同様に精子提供者は父とみなされない（家族関係法第10C条）。

代理母は代理出産契約締結時に 25 歳以上であること、かつオーストラリア市民（永住者）であること、かつ契約締結時に受胎していないことを要する（代理出産法第 10 条 3 項）。代理出産で親となろうとする者は、二人とも 25 歳以上であること、かつオーストラリア市民（永住者）であり、一人は SA に居住していること、契約締結前にカウンセリングを受けていること、代理母契約を結ぶ前の 12 か月以内に、警察等によって作成された犯罪歴報告書を代理母に提供することを要する（代理出産法第 10 条 4 項）。また、次のいずれかの要件を満たしている必要がある。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 予定する両親のうち少なくとも 1 人が、妊娠するおそれのない、又は妊娠若しくは出産が可能と見込まれる女性（医学的な理由であろうとなかろうと）であること。</li><li>② 重大な遺伝的欠陥、重大な疾病又は重大な疾病が生まれた子に伝染するおそれがあること。</li><li>③ 妊娠・出産により、身体的な危害が及ぶおそれがあること。</li><li>④ 妊娠したり、出産したりする可能性は、依頼者の全ての状況においてありそうにない（性同一性や性的指向その他の理由による。）。</li></ul> |
|---|

#### **TAS:**

TAS における代理出産は代理出産法（Surrogacy Act 2012）<sup>38</sup>により規定されている。代理出産の取決めは、代理母の妊娠前に行う必要があり、その取決めは、口頭又は書面で行うことができる（代理出産法第 5 条）。子が生まれたときに（卵子提供者ではなく）、出産した女性はもとよりその配偶者も法律で親であると認められる（代理出産法第 6 条）。代理出産契約で親となろうとする者は、子が生まれてから 30 日から 6 か月以内に、最高裁判所に親権の手続（parentage order）を申請することができる（代理出産法第 15 条）。契約締結時に依頼者は 21 歳以上、代理出産する女性は 25 歳以上でなければならない（代理出産法第 16 条）。

<sup>38</sup> [http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/tas/num\\_act/sa201234o2012185/](http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/tas/num_act/sa201234o2012185/)



## VIC:

生殖補助医療の利用については、生殖補助医療法 (Assisted Reproductive Treatment Act 2008)、その親子関係は「子ども法」(States of Children Act 1974) によって規定されている。生殖補助医療を利用する際は、事前に患者審査委員会 (Patient Review Panel) に申請し、許可を得る必要がある (生殖補助医療法第 10 条)。依頼女性が妊娠、出産が難しい医学的な理由が求められ、依頼者とパートナーは犯罪歴がないか調査がなされる (第 11 条)。また、依頼者とパートナー、ドナーの全ての当事者に対し、カウンセリングが実施される (第 13 条、第 18 条)。

既婚女性が夫の同意を得て、人口受精及び体外受精を利用して、夫以外の精子提供 (一部分の場合を含む。) により妊娠した場合であっても、夫は妊娠をさせ、かつ、妊娠の結果、出生した子の父と推定される (子ども法第 10C 条、10D 条)。また、既婚女性も精子提供及び卵子提供により妊娠し、出産した場合、生まれた子の母と推定される (第 10E 条)。精子提供者及び卵子提供者は生まれた子の親とは推定されない。

女性同士のパートナーの場合は、一方の女性が卵子提供及び精子提供によって妊娠し、出産した場合、女性は生まれた子の母と推定される (子ども法第 14 条)。出産した女性の女性パートナーが法的な親となり、精子提供者及び卵子提供者は生まれた子の親とは推定されない。

パートナーがいない女性が生殖補助医療を利用して妊娠し、出産した場合も生まれた子の母と推定される (子ども法第 15 条)。精子提供者と卵子提供者は親とは推定されない (第 16 条)。

代理母契約による場合、代理母は契約締結時 25 歳以上でなければならない (第 23 条)。代理出産の依頼者は、裁判所に対し、子の出生後 28 日から 6 か月以内に代替親子命令 (substitute parentage orders) を申請することができる (第 20 条)。裁判所が、子について代替親子命令を発する場合は、養子縁組法 (Adoption Act 1984) に定める規定が、当該命令が同法に基づいて発せられた養子縁組命令であるものとして、かつ、当該子が養子であるものとして、代替親子命令に適用される (第 26 条)。適用される規定は、養子縁組法第 53 条から第 58 条までである (ただし、第 53 条 (1) (d) 及び (e) を除く)。

代理出産に関しては、男性のパートナー女性が死亡した場合、死亡したパートナー女性の卵子を使用する前提で代理母に委託し、代理母が妊娠した場合、第 20 条に基づいて裁判所へ申請し、その男性及び死亡したパー

トナー女性に有利な代替親子命令を受けることができ、その場合死亡したパートナー女性の詳細を登録簿に子の親として記載が可能である<sup>39</sup>。

#### **WA :**

生殖補助医療によって生まれる子の母、父との親子関係に関する規定は人口妊娠法（Artificial Conception Act 1985）によって、次のように規定されている<sup>40</sup>。

母に関する規定（第5条）：人工授精の手術を受け、妊娠した場合、使用された卵子が他の女性から採取、提供されたものでも妊娠中の女性は子の母とみなされる。

父に関する規定（第6条）：既婚の女性が夫の同意を得て、人工授精の手術を受け、妊娠した場合には、夫は妊娠をさせたと推定され、妊娠の結果、生まれた子の父とみなされる。

親権に関する規定（第6A条）：女性同士の同性事実婚の場合、パートナーの同意を得て、人工授精手術を受け、妊娠した場合は、同パートナーは胎児の親であると推定され、生まれた子の親とみなされる。

代理出産は代理出産法（Surrogacy Act 2008）によって規定されている<sup>41</sup>。事前に生殖技術委員会（Reproductive Technology Council）<sup>42</sup>に代理出産契約を申請し、承認を得る必要がある。代理出産する女性は25歳以上で、契約書に依頼者、代理母とそのパートナー、卵子提供者とそのパートナー、精子提供者とそのパートナー、全ての当事者の署名が必要である（代理出産法第17条）。また、代理出産の承認が下りる3か月前までに、全ての当事者はカウンセリングを受け、法的アドバイスを受けている必要がある。

依頼者はどちらか一方が25歳以上であること、適格者（カップル）であること、医学的な理由が必要となる（第19条）。ただし、依頼者が年齢により妊娠ができないことは適格者の条件とはならない。依頼者は子が生まれた日から28日から6か月以内に裁判所に親子関係命令（parental

---

<sup>39</sup> 上記はどちらも「2008年生殖補助医療法（Assisted reproductive treatment Act 2008）part5」に基づく。

[http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/vic/consol\\_act/arta2008360/](http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/vic/consol_act/arta2008360/)

<sup>40</sup> [http://classic.austlii.edu.au/au/legis/wa/consol\\_act/aca1985203/](http://classic.austlii.edu.au/au/legis/wa/consol_act/aca1985203/)

<sup>41</sup> <https://www.rtc.org.au/wp-content/uploads/2016/12/Surrogacy-Act-2008-WA.pdf>

<sup>42</sup> WAでは生殖技術法（Human Reproductive Technology Act 1991）に基づき、生殖技術委員会（Reproductive Technology Council）が設置されている。委員会は人工受精及び保管手順を管理する規範の策定及び見直しや、生殖技術研究の管理、保健省への助言等を行っている。

order) を申請することができる。

## エ 養子縁組法制（養子縁組証明書を含む。）について

オーストラリアでは私的に養子縁組を行うことは法律で禁止されており、必ず養子縁組機関を利用しなければならない。商業ベースでの養子縁組も禁止されている。養子縁組については各州の法律に基づいて行われるが、基本的に 18 歳以下の未成年者を養子にすることができ、養子縁組が認められると新たな出生証明書が発行され、養親の詳細と、その養親に他の子がいる場合は兄弟姉妹の詳細として記載される。元の出生証明書を含めたそれらの詳細も保存されることになる。

養子本人は成人するまで実親の個人情報入手することはできない。全ての州、準州で出自の開示年齢は 18 歳となっているが、TAS と NT においては、養子が 16 歳以下で実親について知りたいと望んだときには、養親の許可が得られた場合のみ認められる。

出自を知ることを含んだ養子縁組後のサポートは、政府機関に加えて、多くの非営利団体（Post Adoption Resource Centre, Adoption Jigsaw, Raising Children Network 等）などでも対面式に限らず、インターネットや郵送などでも支援を行っている。例えば、個人又はグループカウンセリングや実親とのアプローチの際の仲介、関連資料提供などである。

VIC を除いた 5 州と 2 準州で、実親、養親、養子の三者に個人情報公開に対する拒否権（Veto）が与えられている。拒否権は各州の法律に規定されており、それぞれのプライバシーを守るための権利で、三者が交流を持ちたいと考えたときに、情報開示を望まない人を守るためのものでもある。

NSW は最高裁判所、QLD は児童裁判所など申請先や養親の年齢基準等は州ごとによって異なるが、主な養子縁組の流れは次のとおりである。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 養親希望者による申請希望書提出</li><li>② 申請者のセミナーへの参加<sup>43</sup></li><li>③ 正式な申請書の提出</li><li>④ 書類審査<br/>医療報告書、犯罪歴証明書、レファレンス（職場、家族、友人などからの信用評価）、出生証明書、該当する場合は結婚証明書、帰化証明書等を提出</li><li>⑤ 養子縁組命令発行</li></ol> |
|---|

<sup>43</sup> NSW 州のセミナーは 3 日だが、2020 年 12 月現在はコロナ禍により中断している。

## ⑥ 養子の新たな出生証明書の発行

なお、全ての養子縁組の前に面接が行われ、養親になる見込みのある親は、子の病歴などの関連情報を受け取る。養子となった子は新たな姓を取得し、相続権を含めて実子と同様の権利が認められる。

### <各州養子縁組制度概要>

ACT :

養子縁組は養子縁組法 (Adoption Act 1993)<sup>44</sup>によって規定され、審査決定は最高裁判所 (ACT Supreme Court) が行う。ACTにおける養子縁組は、地域社会サービス局 (Community Services Directorate) が管轄し、担当部署は児童・青少年保護サービス (Child and Youth Protection Service)<sup>45</sup>である。

#### 養子の要件

養子は、原則として、18歳未満でなければならない (養子第9条)。ただし、申請者が養子となる者の養育、扶養及び教育を行っていた場合には、申請時に18歳以上の者を養子とすることができる (養子第10条)。

#### 養親の要件

養親の要件は次のとおりである (養子第14条)。

- ① 養親になろうとする者はACTに居住していること。
- ② 適任者であることが登録されていること。
- ③ 二人が共同して養親になろうとする場合は、
  - (i) 結婚しているか、シビル・ユニオン (法的に承認されたパートナー関係) であるかにかかわらず、少なくとも3年間は家庭内の協力関係の中で同居し、
  - (ii) 裁判所が彼らの家庭内の関係は安定し、献身的であると判断していること。
- ④ 単身者の養子縁組の場合は、
  - (i) 子の継親であること、
  - (ii) ドメスティック・パートナー (内縁関係にある者) ではないこと。
- ⑤ 継親による養子縁組をする場合は、オーストラリアの家庭裁判所は、家族法 (Family Law Act 1975) 第60G条に基づき、継親に養子縁組手続のための休暇を与えること。
- ⑥ 親族による養子縁組の場合は、裁判所は、
  - (i) 家族構成が再定義されることが子にとって有益である家庭環境であること、
  - (ii) 子の後見又は監護に関連する命令は好ましくないことを考慮すること。

<sup>44</sup> <https://www.legislation.act.gov.au/a/1993-20>

<sup>45</sup> <https://www.communityservices.act.gov.au/ocyfs/children/adoptions>

### 養子縁組の同意

18歳未満の者を養子にする場合には、実親及び後見人の同意が必要である（養子第26条）。同意を撤回する場合は、原則として、同意文書が署名された日から28日以内に最高裁判所に撤回の通知を提出する必要がある（養子第31条）。実親及び後見人が合理的な調査の後に、特定することができない又は所在が不明である、身元を確認することができない場合は同意が免除される。また、養子縁組に対する両親及び後見人の同意を必要としないことが、子の最善の利益に必要な場合も免除される（養子第35条）<sup>46</sup>。

### 養子縁組手続の手順

養子縁組（Local adaption）手続の手順は以下のとおりである<sup>47</sup>。

#### 実親が子の養子縁組を希望する場合

- ① 養子縁組の希望を伝える：児童及び青少年保護サービス（CYPS）に登録に関する問合せの電話をする。
- ② CYPS とのミーティング：養子縁組手続の説明を受け、実親の権利を理解する。（所要時間：1時間程度）
- ③ 任意保護契約と養子縁組前のケア：養子縁組を進めることを決定した場合、実親から子の責任を一時的に地域サービス局長（Director General Community Services Directorate.）に譲渡する任意の保護契約が作成される。子には一時保護者がつく。（2～3か月、実親の同意が有効になるまで）
- ④ 養子縁組の承諾：同意書に署名し、本人の同意が有効となると（28日間失効期間の終了後）、CYPS 局長が養子になるまでの間、子を保護する。（6～12週間）
- ⑤ 全ての当事者から同意が得られず、養子縁組が子の最善の利益になる場合、CYPSはACT政府の法務官（Government Solicitor）と協力して、関係当事者の同意を得るために ACT 最高裁判所に申請する。（8週間～1年）。
- ⑥ 養親の選定に参加：CYPS は、実親に子とマッチした数名の養親候補者の個人情報と特定されない情報が提供され、子と会うか、意見が求められる。CYPS は全ての関係者と協議の上、最終的な決定を行う。（1時間のミーティング、意見の返答までに48時間）
- ⑦ 選定された養親に紹介状が提供される：CYPS は選ばれた養親と面談し、実親と子の個人情報と特定されない背景情報や健康情報が提供される。（養親候補者に受入可否を検討する時間は最低24時間）
- ⑧ 養親への子の配置と継続的な評価：提案が受け入れられれば、子は養親に預けられ、養親は親権を持つことになる。CYPS は6か月間定期

<sup>46</sup> 2020年8月に養子縁組改正法案（Adoption Amendment Bill 2020）がACT立法議会で可決され、養子縁組法が改正された。その際に、第35条「同意を必要としないことが、子の最善の利益に必要な場合は同意が免除される」ことが確保された。

<sup>47</sup> <https://www.communityservices.act.gov.au/ocyfs/children/adoptions/the-adoption-process#local>

的に調査を行い、子の配置がうまくいっているか、子と養親を支援する。6か月後に養子縁組が満足のいくものであれば、養親はACT最高裁判所に養子縁組申請をするように助言される。(6～12か月)

- ⑨ 採択を確定するための法的手続：養親は、最高裁判所に養子縁組命令を申請する。確定した場合、関連する全ての法的記録は、変更を反映するために、次の週に更新される。子は法的に実親の子でなくなったことが通知される。(6～8週間 (最低))

### 養親を希望する者の場合

- ① 養子縁組の希望を伝える：児童及び青少年保護サービス (CYPS) に養子縁組に関する問合せの電話をする。
- ② 教育セミナーへの参加：養子縁組を正式に申請する前に、半日の説明会と2日間のセミナーに参加する必要がある。(教育セッションは年に2回開催)
- ③ 応募前面接に参加する：CYPSは、養親希望者の適格性を検討する面接を実施する。基本的な適格基準を満たしている場合は、養子縁組申請書が提供される。(通常1.5～2時間)
- ④ 申請書の提出：申請書と申込料、必要書類を添えてCYPSに提出する。(18か月(最大)、期限をすぎると再度説明会とセミナーへの参加が必要になる場合がある。)
- ⑤ 評価プロセスに参加：CYPSは、法律で定められた適切な評価を実施し、養親の適正を判断する。これには養親希望者、その成人同居者、養親希望者の既にいる子、単身の希望者の場合は主な支援者と面談を実施する。警察調書や健康診断も実施される。評価レポートが作成され、養親希望者と面談する。(6～12週間 (最低)、査定費用の支払いが必要)
- ⑥ 保護評価・リンク委員会 (Carer Assessment and Linking Panel) の判断待ち：CYPSは、評価報告書を保護評価・リンク委員会に提出し、養親希望者が子を養子にするのに適しているかどうかの承認を求め、養子縁組の法的要件である適任者登録を行う。裏書があれば2年間登録されたままになる。この期間を過ぎても登録を続ける場合は、再評価が必要になる。(4～8週間 (最低))
- ⑦ 子とのマッチング：養親希望者と養子縁組を必要とする子との間でマッチングが行われた場合、養親希望者との面談が行われ、個人が特定されない出生家族や子などの情報が与えられる。子と面会する前に、提案を受け入れるか、少なくとも24時間与えられ検討される。
- ⑧ 養親への子の配置と継続的な評価：提案が受け入れられれば、子は養親に預けられ、養親は親権を持つことになる。CYPSは6か月間定期的に調査を行い、子の配置がうまくいっているか、子と養親を支援する。6か月後に養子縁組が満足のいくものであれば、養親はACT最高裁判所に養子縁組申請をするように助言される。(6～12か月)
- ⑨ 最高裁判所 (ACT Supreme Court) へ養子縁組命令申請と公聴会の日の設定：弁護士を利用して (自分で作成することも可)、養子縁組申請書を作成し、最高裁判所に申請する。(6～8週間 (最低)、裁判費用が必要)
- ⑩ 最高裁判所への採択報告書の作成：CYPSは養親希望者と他の関係者との間に存在する問題や合意事項、及び養子縁組の承認が評価プロセ

スに基づいて推奨されるかどうかを含め、養子縁組の報告書を ACT 最高裁判所に提出する。(裁判所文書の受領から 28 日)

- ⑪ 裁判所に出廷：養親希望者及び養子、法定代理人（使用する場合）、CYPS は出廷し、裁判官によって命令許可の可否が決定される。(通常 30 分)
- ⑫ 養子縁組の決定：裁判官によって承認された場合、養子縁組命令は最終決定され、法律によって、養親希望者はすぐに子の親になる。公聴会の際に、養子縁組命令書のコピーが渡され、他の全ての関連する法的記録は、出生、死亡及び婚姻登録簿から入手することができる子の新しい出生証明書を含み、次週には変更が反映される。その旨が実親に通知される。(レコードの更新に 6～8 週間)
- ⑬ 養子縁組後のサポートサービスへのアクセス：CYPS は、採用決定後に特定されたニーズに対して短期的なサポートを行う。これには、関連するコミュニティサービスへの紹介も含まれる。(いつでも)

養子縁組が成立した場合、養子は養親の法律上の子となり、養親は法律上の親となり、養子縁組前の親は養子の親ではなくなる（養子第 45 条）。裁判者は養親の申請に基づき、養子の氏名を変更することができる。養子の氏名を決定する際、裁判所は養子の最善の利益であること、及び養子の氏名又はアイデンティティを保持する権利を考慮しなければならない。裁判所は、① 養親双方が同じ氏であるときは、その氏、② 子の母の旧姓、③ 子の父の姓、④ 子の従前の親の姓又は以前の姓、⑤ 親の姓又は従前の姓を組み合わせた姓のいずれかを求めることができる（養子第 43 条 3 項）。

以前は、養子縁組は秘密に隠され、関係者の身元情報は共有されなかった。しかし、今日では養子縁組が申請された日から特定の関係者が特定時期の情報にアクセスすることができるようになってきている<sup>48</sup>。児童・青少年保護サービスには家族情報サービスが含まれ、過去の養子縁組に関する情報にアクセスしたり、以前の家族と連絡を取ったりすることができる。アクセスすることができる情報の種類は、養子の現在の年齢と関係者の希望によって異なる。

情報にアクセスすることができる人は、次のとおりである。

- ① 18 歳以上の養子
- ② 養親の許可を得た 18 歳未満の養子
- ③ 養親
- ④ 養子の実親又は親族
- ⑤ 養子の子又は他の子孫

<sup>48</sup> <https://www.communityservices.act.gov.au/ocyfs/children/adoptions/information-on-past-adoptions#adoptions>

共有することができる情報には、次の2種類があります。

- ・ 識別情報:氏名、年齢、身体的特徴、一般情報、教育、職業及び関連する病歴。この情報は、養子になった人が18歳以上になって初めて共有することができる。
- ・ 非識別情報:一般的な背景や関連する病歴などの識別情報と類似している場合があるが、個人が特定されていない情報。この情報は、養子が18歳未満でも共有することができる。

出生証明書の原本及び修正版は、家族情報サービスから認可情報と身元確認情報が提供された後、出生・死亡・結婚登録局（ACT Registry of Births, Deaths and Marriages）から請求することができる。要求には、家族情報サービスからの認可を含めなければならない。

養子縁組法は、2010年以前の養子縁組手続に関与した者が、養子縁組の他の当事者から連絡を受けたくない場合は、プライバシーを保護することを規定している。これは接触拒否権と呼ばれ、接触拒否権を行使する場合は、連絡を受けたくない理由をメッセージとして残すことができる。このメッセージは識別情報が要求されたときに表示される。情報を要求する人は、まず、カウンセリングに参加し、養子縁組法に基づいて、接触拒否権を行使した人と連絡を取ろうとしないという宣言書に署名する必要がある。その後、接触を拒否した人に関する情報が請求者に提供される。もし、接触拒否権に違反した場合は、訴訟を起こすことができる。

#### NSW :

NSW の養子縁組法（Adoption Act 2000 No75）<sup>49</sup>は国内・国際の養子縁組の他に、アボリジニ（Aborigine）及びトレースストリート島民（Torres Strait Islander）についても規定している<sup>50</sup>。管轄は公共司法省（Department of Communities and Justice:DCJ）である<sup>51</sup>。NSW で実施している養子縁組プログラムは次のとおりである。

<sup>49</sup> <https://legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2000-075#statusinformation>

<sup>50</sup> 国内の養子縁組でも他州からの子を受け入れる際には他州の法律が NSW 州の法律に基づいて行われた養子縁組命令と同等の効力を有するとみなされる。2016年11月に、養子の生涯を通じて最善の利益とそれらの促進ができるように国内養子縁組に関してのみ改正している。  
<https://www.csyw.qld.gov.au/child-family/adoption>

<sup>51</sup> <https://www.facs.nsw.gov.au/families/adoption/adopting-a-child/want-to-adopt>



地域内養子縁組 (Local Adaption)	NSW に居住し、実親が子の養子縁組を希望している。
自宅外保護の養子縁組 (Out-of-home care adoption)	NSW の里親が彼らの保護下にある子を養子にする。
自宅外保護の二重許可 (Out-of-home care dual authorisation)	里親と養親の両方になるための評価、訓練、権限が与えられる。認可プロセスを複数回受ける必要がないことを意味する。児童裁判所が子を実の家族と同居させることができないと判断した場合、介護者は子を養子にすることができる。
国際養子縁組 (Intercountry adoption)	海外から子を養子にする。
特別支援養子縁組 (Special needs adoption)	障がいのある子や特別支援を必要とする子を養子にする。
家族内養子縁組 (Intrafamily adoption)	家族の中で継子又は子を養子にする。

国内外での養子縁組を取り扱う機関は養子縁組部 (DCJ Adoption Services)、又は認定された養子縁組機関である<sup>52</sup>。認定養子縁組機関は、二重認可 (Dual authorisation) 及び、自宅外保護の養子縁組 (Out-of-home care adoption)、NSW 地域内養子縁組 (Local adoption) を支援することができる。複数の機関やプログラムに関心を示すことはできるが、一度に 1 つのプログラムにしか申請を出すことはできない。認定養子縁組機関は次のとおりである。

- Anglicare<sup>53</sup>
- Barnardos Australia Adoptions (Find-a-Family)<sup>54</sup> 12 歳までの養子縁組
- Family Spirit Adoption Services<sup>55</sup>
- Key Assets<sup>56</sup>
- Life Without Barriers<sup>57</sup>

NSW の地域内養子縁組、国際養子縁組、自宅外保護の養子縁組の採用プロセスに参加しているカップルや家族は、サポート機関である養子縁組永続ケア協会 (Adoption and Permanent Care Association (APA)<sup>58</sup>) に連絡することもできる。APA は、養子縁組と永続的なケアによって家族を形成した親

<sup>52</sup> <https://www.facs.nsw.gov.au/families/adoption/adopting-a-child/adopting-locally#dual-authorisation>

<sup>53</sup> <https://www.anglicare.com.au/>

<sup>54</sup> <https://www.barnardos.org.au/adoption/>

<sup>55</sup> <https://www.familyspirit.org/>

<sup>56</sup> <https://keyassets.com.au/>

<sup>57</sup> <https://www.lwb.org.au/>

<sup>58</sup> <http://apansw.org.au/>

によって組織され、運営されている。

### 養子の要件

養子は、申請がなされた時点で18歳未満であるか、又は18歳以上であるが、申請者によって保護されていた者に限る（養子第24条）。ただし、継親による養子縁組の場合は、養子が少なくとも5歳以上で、少なくとも2年以上、子及び子の実親と同居していなければならない（養子第30条1項）。

なお、養子が18歳以上の場合は2年以上の同居の要件は適用されない（養子第30条2項）。

### 養親の要件

養子縁組は単身者や同性婚を含む婚姻関係にある者、事実婚の者も申請することができる。養子縁組の申込者は、NSWに居住し、子育ての責任を果たすのに適した者であり、21歳以上で養子との年齢差は18歳以上でなければならない（養子第27、28条）。ただし、裁判所が特別な事情があり、養子縁組の決定を行うのが望ましいと認めた場合は、21歳に満たない場合でも許可される（養子第27条2項）。

なお、親族又は継親による養子縁組の場合は、年齢制限はない（養子第29、30条）。

- ①配偶者の同意：配偶者と同居している場合は、申請者の配偶者が書面に同意をしないときは、裁判所は養子縁組命令をすることができない（養子第27条）。
- ②夫婦（カップル）の場合の婚姻期間：少なくとも2年間継続して同居していないときは、裁判所は養子縁組命令をすることができない（養子第28条4項）。
- ③養子との同居期間等：親族による養子縁組の場合は、養子となる者と少なくとも2年以上の親族関係を有していることを要する（養子第29条）。

### 養子縁組の同意

養子が12歳以上18歳未満の子は、必要な助言を受け、子が同意の効力を理解しているとカウンセラーが証明した上で、養子縁組に同意している必要がある（養子第55条）。18歳未満で養子縁組をしたことのない子の場合には、子の実親又は親権者の同意、養子となったことのある子については、その養親又は親権者の同意を要する（養子第52条）。ただし、子の実親又

は親権者が養親申請者である場合、又は子が 12 歳以上で、養親になろうとする者により 2 年以上監護されていた子が同意している場合、又は子が 18 歳以上である場合は実親等の同意を要しない（養子第 54 条）。同意の時期には制限があり、子の出生後少なくとも 30 日を経過していなければならない（養子第 60 条）。また、同意の撤回は、養子は養子縁組命令が決定するまでは、いつでも同意を撤回することができる。子以外の同意をした者については、同意文書に署名してから 30 日以内に限り、同意を撤回することができる（養子第 73 条）。

### 養子縁組手続の手順<sup>59</sup>

- ① 初期調査：養子縁組プロセスを開始するための最初のステップは、DCJ の養子縁組の手順と要件、及び養親と養子が直面しているいくつかの問題を理解することであり、この情報は養子縁組ファクトシートに考え方も含めて記載されている。この情報を検討し、更に検討したい場合は、ファクトシートに記載されている養子縁組情報パッケージの注文書に必要事項を記入し、該当する料金を支払い、DCJ 養子縁組永続サービス (DCJ's Adoption & Permanency Services) に送付する。ケースワーカーにも相談することができる。
- ② 養子縁組プログラムに参加する－国内又は国際：養子縁組情報パッケージには、情報小冊子「養子縁組を検討する」及び関心表明 (EOI) フォームが含まれている。「養子縁組の検討」を読み終えたら、EOI フォームに記入して DCJ に送付する。申請者の EOI は、養親の基準を満たしているか審査される。次に、ステップ 3 に進むのに適しているか判断される。
- ③ 養子縁組準備セミナーへの参加：地域又は国際プログラムに初めて応募する場合は、シドニーで開催される 3 日間の養子縁組準備セミナーに参加する必要がある。
- ④ 養子縁組の正式申請：養子縁組準備セミナーを修了すると、希望する養子縁組プログラムに申請することができる。
- ⑤ 申請書の初期スクリーニング：DCJ は応募書類を審査する。スクリーニングは、必要な全ての書類（健康診断書、犯罪歴調査、身元照会先、出生証明書、結婚証明書、及び該当する場合は帰化証明書など）が揃った後に行われる。申請書が評価に進むことができるか書面で通知を受け取る。
- ⑥ 評価：評価には最低 3 か月、通常は 3～4 か月を要する。養子縁組の専門家の指導のもと、様々な観点から養子縁組の見込みが検討される。
- ⑦ 養子縁組の適否の判断：評価レポートと評価者からの推奨事項は、養子縁組を決定する関連するプログラムマネージャに送付される。プログラムマネージャは、申請者の養子縁組の適性を判断する。承認されると、申請者氏名が DCJ の認定養親登録簿に登録される。申請が承認されない場合は、決定事項とその理由が通知される。

<sup>59</sup> <https://www.facs.nsw.gov.au/families/adoption/adopting-a-child/the-process>

- ⑧ 次のステップ：子にとって最も適した養子縁組家庭を特定するプロセスと、養子縁組の手続は養子縁組プログラムによって異なる。申請者は、養子縁組の裁判所命令が認められるまで、養子縁組の資格を常に維持する義務がある。
- ⑨ 配置：養子縁組の前に面接が行われ、養子縁組を希望する者には、DCJ が保持している養子候補者とその家族の社会歴及び病歴に関する全ての関連情報が提供される。養子縁組に要する期間は、個々の子の事情に応じ、かつ、その子の最善となるように個々に定める。
- ⑩ 配置後の段階：養親の家庭に子を配置することが、養親やその家族、子に適合するか調整される。この期間に評価者が訪問して、支援とアドバイスを提供し、報告される。海外当局もまた、配属後の報告書を要求している。NSW で養子縁組が決定されるまで、子の親としての責任は DCJ 長官になる。DCJ は一般的に、子が養子に出されてから約 6 か月から 9 か月後に、養子縁組の最終手続に進む。
- ⑪ NSW での養子縁組：養子縁組には最高裁判所の決定を要する（養子第 23 条）。地域内養子縁組では、養子縁組サービス又は認定養子縁組機関が裁判所に申請を提出する。国際養子縁組の申請人は、最高裁判所に申請するため必要があるときは、自ら申請書を作成し、又は民間の弁護士を付することができる。NSW での養子縁組命令後、最高裁判所は DCJ に当該命令の認証謄本を提供し、NSW の出生・死亡・婚姻登録局が子を養子家族の一員として認める修正出生証明書を発行することを許可する。

養子縁組命令が行われると、養子は養親の嫡出子とみなされ、養子は実親の子ではなくなり、実親は養子の親ではなくなる（養子第 95 条第 2 項）。ただし、実親又は養親が同居している継親との関係で養子縁組がされる場合は、実親との関係は消滅しない（養子第 95 条 3 項）。子は養親から相続する権利を自動的に獲得し、遺言などで特に言及されていない限り、実親から相続する権利を失うことになる。養子の氏名は 18 歳以上の場合は、原則として、従前の氏名は変更しないが、18 歳未満の子については、裁判所で許可された場合は、養親の申請による氏名に変更することができる（養子第 101 条）。

#### NT :

NT の養子縁組は子どもの養子縁組法（1994 Adoption of Children Act）に規定されている<sup>60</sup>。国内外の養子縁組を管轄するのは州政府内、テリトリー家庭公共局（Territory Families, Housing and Communities (TFHC) Adoption Unit）<sup>61</sup>である。

<sup>60</sup> <https://legislation.nt.gov.au/en/Legislation/ADOPTION-OF-CHILDREN-ACT-1994>

<sup>61</sup> <https://nt.gov.au/community/child-protection-and-care/adoption/adopting-a-child-from-the-nt>

### 養子の要件

養子は、申請がなされた時点で 18 歳未満であるか、又は申請者によって保護されていた者に限る（養子第 12 条 1 項）。また、裁判所は、結婚している子、又は事実条婚姻関係と同様の事情にある子、又は伝統的なアボリジニの婚姻関係にある子の養子縁組を命ずることができない（養子第 12 条 2 項）。

### 養親の要件

養親に申請することができる者は NT に居住し、婚姻関係や事実婚の関係にあるカップルであるが、例外的に単身者も申請することができる。申請者の年齢は 25 歳以上で、子よりも 25 歳以上年上であることが求められる（養子第 16 条）。もしそれまでに子がいない場合は、年齢は 40 歳以上養子よりも年上であってはならず、子がいる場合は、45 歳以上養子よりも年上であってはならない。

- |  |
|--|
| <p>① カップルの場合：結婚（事実婚を含む。）して 2 年以上が経過し、かつ 2 年以上同居が継続していないときは、裁判所は養子縁組命令をすることができない（養子第 13 条）。</p> <p>② 単身者の場合：単身者の養子縁組を認められるのは、大臣が子の後見人であり、養子縁組することが望ましい例外的事情があると認められる場合である（養子第 14 条）。単身者とは配偶者と別居している者は含まない。</p> <p>③ 子の親の配偶者や親戚の場合：裁判所は次の者に養子縁組命令をすることができる（養子第 15 条）。子の親の配偶者（実親、養親、死亡していても）、子の親戚、子の親戚の配偶者、子の親戚とその配偶者の共同。単身で申請する場合は、その者は配偶者を有しており、かつ、配偶者と別居していない者である。</p> |
|--|

### 養子縁組の同意

養子が 12 歳以上の場合は、養子縁組に同意している必要がある（養子第 16 条）。それまでに養子縁組をしていない子の場合は、実親又は子の後見人の同意を要し、養子縁組を経験した子は養親又は後見人の同意を要する（養子第 27 条）。養子縁組に同意するよう求められる者は事前にカウンセリングを受けなければならない（養子第 30 条）。子以外の者が同意の取り消す場合は、同意書に署名された日から 1 か月が経過する前に、書面によって取り消すことができる（養子第 33 条）。

## 養親縁組手続<sup>62</sup>

NT では、児童裁判所 (Children's Court) が養子縁組命令を決定する (養子第 44 条)。養子縁組手続の手順は次のとおりである。

- 関心表明 (Expression of Interest Form) の養子縁組局 (Adaption Unit) に提出
- 養子縁組関係者との初回の面談
- 申請書 (健康診断書、犯罪経歴書、児童保護等を含む) の提出
- 査定
- 承認
- 子の配分
- 子の配置
- 配置後モニタリング
- 裁判所による養子縁組の決定

養子縁組命令が下されると養子と養親は親子関係になる (養子第 45 条)。実親は子の親ではなくなり、子は親の子ではなくなる。養子縁組が決定後の子の姓は、次のとおりとする (養子第 48 条)。同一の氏を称する養親が二人いる場合は、その姓、養親が一人いる場合は、その姓、二人の養親が別々の姓を持っている場合は、どちらかの姓、又は裁判所が養子縁組命令の際に承認した他の姓とする。

## QLD :

養子縁組の管轄は児童・青少年司法多文化省局 (Department of Child, Youth Justice and Multicultural Affairs) であり、具体的な支援を実施しているのは養子縁組サービス (Adoption Service) である<sup>63</sup>。養子縁組は養子縁組法 (Adoption Act 2009)<sup>64</sup>と養子縁組規則 (Adoption Regulation 2020)<sup>65</sup>に規定されている。2016 年に養子縁組法が改正され、単身者や同性婚のカップル、不妊治療中の人の養親申請が可能になった。

## 養子の要件

成人は養子になることができない (養子第 10 条)。子は少なくとも 5 歳以上で 17 歳未満とする (養子第 92 条)。ただし、17 歳でも 18 歳になる前に養子縁組が完了するのであれば、申請を受け付けることができる。

<sup>62</sup> [https://nt.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0011/944579/adopting-a-child-in-the-northern-territory.pdf](https://nt.gov.au/_data/assets/pdf_file/0011/944579/adopting-a-child-in-the-northern-territory.pdf)

<sup>63</sup> <https://www.cyjma.qld.gov.au/child-family/adoption>

<sup>64</sup> <https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/inforce/current/act-2009-029>

<sup>65</sup> <https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/inforce/current/sl-2020-0122>

### 養親の要件

養親に申請することができる者は、次のとおりである（養子第 92 条）。

・子の親の配偶者や同居者、ただし、少なくとも 3 年間継続して申請している必要がある。

- ・成人である。
- ・申請者本人又はその配偶者がオーストラリア国民である。
- ・QLD に居住している。

### 養子縁組の同意

裁判所が養子縁組決定する前に子の両親の同意を要する（養子第 16 条）。

権限者<sup>66</sup>が立ち合いのもと、規定の同意書に両親が署名する（養子第 18 条）。子の出生から 30 日経過するまでは、親の同意は制限される（養子第 19 条）。同意を撤回する場合は、同意に署名した日後 30 日以内に最高執行者に署名による通知しなければいけない（養子第 20 条）。

### 養子縁組手続の手順<sup>67</sup>

QLD では児童裁判所（Children’s Court）が養子縁組の決定を下す（養子第 174 条）。

- ① 養親を希望する者は適正評価を受けるため、養子縁組意思表示フォームに記入し、養子縁組サービスに提出する（養子第 68 条）。資格の要件を満たしている場合は、希望者の氏名が関心表明登録簿に記載される。
- ② 関心表明登録簿から選抜された場合、登録者の適性を評価するために、査定通知が送付される（養子第 69 条）<sup>68</sup>。査定は子を育てるのに適しているかどうか、夫婦は共同で、また各個人としても適正が評価される。評価に収集される情報は、次のとおりである。
  - ・犯罪歴、ドメスティックバイオレンス、交通事故歴、児童保護歴の確認。
  - ・家庭訪問による評価面接。
  - ・必要に応じて、登録者、パートナー（該当する場合）、子、その他の成人世帯員、評価者が必要と判断する者との話し合い。
  - ・健康に関する情報。

<sup>66</sup> 権限者とは同意に立ち会う権限を与えられた公務員又はその他の適切な者。

<sup>67</sup> 「クイーズランド及び国際養子縁組ハンドブック」

<https://www.publications.qld.gov.au/dataset/adoption-resources/resource/6eb93caf-2f3f-4aed-8a9c-7a1bd26b8f6c>

<sup>68</sup> 2 年以内に査定の通知がない場合は、登録が失効する。

- ・より詳細な情報。
  - ・養子縁組費 (Assessment fee: \$709.95<sup>69</sup>)。
- ③ QLD ではオープンアダプションを採用している。実親と養子縁組を希望する者との間で情報共有の程度に関する養子縁組計画が作成される。
- ④ 全当事者が合意し、裁判所によって養子縁組が決定されると各当事者の識別情報が相手に提供される。また、養子が 18 歳になる前に、養子になる前の親と情報を交換するか検討する。

養子縁組命令が決定すると養子は養親の子となり、養親は養子の親となる (養子第 214 条 2 項)。養子は以前の親の子ではなくなり、以前の親は養子の親ではなくなる。ただし、養子の親の配偶者による養子縁組の場合は、養子とその親間の関係は影響を受けない (養子第 214 条 4 項、7 項)。裁判所は子の姓を現在の姓を保持するか、又は養親と同じ姓を称するかについての命令し、また現在の名を保持するか、又は現在の名と同様に子の養親が同意した別の名を称するか、若しくは、現在の名の代わりに、養親の同意した別の名を称するかを命令する (養子第 215 条 1 項)。

養子や養親、実親、養子又は実親の適切な親族、養子の実の兄弟姉妹 (養子にならなかった者) は、過去の養子縁組に関する情報を請求することができる<sup>70</sup>。養子が 18 歳未満か成人 (18 歳を超えて) かによって、必要条件や手続が異なる。養子が 18 歳未満の場合、養子は識別情報の開示について養親の同意を得る必要がある (養子第 256 条)。2016 年 11 月の養子縁組法改正では、1991 年 6 月 1 日以前に発生した養子縁組についてのコンタクト・ステートメント (出自を知る権利に関する申出: Contact Statement) に係る違反規定や罰則の撤廃 (連絡先情報提示の可否を伝える児童安全局の義務は維持)、例外的な状況における養親又は実親の同意なしでの出生識別情報の開示が規定された<sup>71</sup>。

#### SA :

SA で国内及び国際養子縁組を管轄しているのは、児童保護局 (Department for Child Protection) である<sup>72</sup>。養子縁組は養子縁組法 (Adoption Act 1988)<sup>73</sup>

<sup>69</sup> <https://www.qld.gov.au/community/caring-child/adoption/adoption-fees>

<sup>70</sup> <https://www.qld.gov.au/community/caring-child/adoption/post-adoption-support-services/who-request-past-adoptions>

<sup>71</sup> <https://www.csyw.qld.gov.au/child-family/adoption>

<sup>72</sup> <https://www.childprotection.sa.gov.au/adoption>

<sup>73</sup> <https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/ADOPTION%20ACT%201988/CURRENT/1988.90.AUTH.P>



及び養子縁組（一般）規則（Adoption (General) Regulations 2018）<sup>74</sup>によって規定されている。養子縁組の審査決定は青年裁判所（Youth Court of South Australia）が権限を有する（養子第8条）。

### 養子の要件

子は18歳未満の者と18歳以上（成人）であつても養子縁組法によって養子縁組が求められている、又は決定される者である（養子第4条1項）。

### 養親の要件

SAの居住者であり、オーストラリアの市民権又は永住権を有し、共同申請の場合は少なくとも一人はオーストラリア国民でなければならない（養子縁組規則第9条）。また、以前に登録した際に、不正取得を理由に取り消された者や児童安全法（Child Safety (Prohibited Persons) Act 2016）で禁止されている者、子が申請者の養育から外され、子ども保護法の下になった者、子に対する暴力、児童虐待、子の誘拐を犯したものは登録することはできない。養親は二人（婚姻、事実婚）による共同縁組が求められている（養子第12条）。申請時から遡って5年以上の同居関係であることが必要である。別居している場合は認められない。単身者の申請の場合、子の実親又は養親と適切な関係にあり、養子縁組命令が決定するに少なくとも5年は一緒に住んでいる又は裁判所に特別な状況であると認められる必要がある。

### 養子縁組の同意

養子縁組には実親又は後見人の同意を要する（養子第15条）。同意時期には制限があり、子の出生後、5日を経過するまでは、母は同意をすることができない。また、子の出生後、5日から14日以内の場合は裁判所が認められなければ同意は有効とされない（養子第15条2項、3項）。裁判所は、実親等が消息不明な場合や、身体的精神的な理由により判断が困難な場合、子の親又は後見人として義務を履行せず子を遺棄した等の場合は、裁判所は実親等の同意を免除することができる（養子第18条）。養子が12歳に達している場合は、その者の書面による同意を要する（養子第16条）。

---

DF

<sup>74</sup> [https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/R/ADOPTION%20\(GENERAL\)%20REGULATIONS%202018/CURRENT/2018.227.AUTH.PDF](https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/R/ADOPTION%20(GENERAL)%20REGULATIONS%202018/CURRENT/2018.227.AUTH.PDF)

なお、養子が同意してから 25 日が経過していないときは、養子縁組命令はなされない。

### 養子縁組手続の手順<sup>75</sup>

地域内で生まれた子の養子縁組の手順は、以下の 4 つの段階を踏む。

- ① 養親希望者は養子縁組サービスに関心表明書を手数料（初回の場合は 615 ドル、養子縁組を行ったことがある場合は 396 ドル）と補足資料を添えて提出する。養子縁組サービスは書類が提出されると犯罪歴の照会やソーシャルワーカーによる面談を実施する。養親として適格であれば登録される。
- ② この段階には 2 つの目的がある。ひとつは、養親希望者は養子縁組について理解を深めることである。養子縁組を必要とする子のニーズを学び、養親希望者とその家族に生じる影響を理解する。そのため、養子縁組サービスが実施する教育プログラムに参加したり、養子縁組を行った家族と面談を行い、養子縁組について慎重に検討する。教育プログラムの参加費は、初回の場合は 810 ドル、2 回目以降は 446 ドルである。二つ目は、養子縁組サービスは養親希望者が SA の規定に基づいて養親として適格か評価する。評価経費は初回の場合は 789 ドル、2 回目以降は 400 ドルである。
- ③ この段階は養子が養親に配置される段階である。SA では、養子に出される子がほとんどいないため、養子縁組が成立するまでの期間を予測することはできない。ステージ 1 と 2 で行われた家族評価報告書をもとに、養子との適合が判断される。養親希望者は提案された養子を受け入れるか検討し、養子縁組をする場合は子とその実親又は実親の家族らと面談する。その後、養子の配置計画が作成される。裁判所の審理の前に、子は養親の保護下に置かれる。子は、青年裁判所が養子縁組命令を出すまでは児童保護局最高責任者が後見人となる。その間、ソーシャルワーカーが養親の家庭を訪問し、子が養親の家庭にどの程度適応しているか報告書が作成される。その報告書が完成すると、養親は青年裁判所に養子縁組の申請を行う。このステージでかかる経費は 393 ドル（養子縁組裁判費と子の健康診断経費が含まれる。）である。
- ④ 第 4 段階は養子縁組後の関連事項である。
  - ・ 出生証明書 青年裁判所が養子縁組命令を決定すると、出生・死亡・婚姻登録簿に登録される。実親と養親の合意があれば、それぞれの姓が記載された総合出生証明書が発行される。養子縁組法の規定に基づき、1989 年以降に行われる養子縁組については、養子が 18 歳に達すると、実親の識別情報を含む元の出生証明書のコピーを出生・死亡・婚姻登録所に申請することができる。また、実親は、養子になった子の養子縁組後の子の名前などの詳細を含む、子の養子縁組に関する情報の提供を申請することもできる。
  - ・ 実親家族との連絡/コミュニケーション 子の将来にとって、子と出生家族や以前の重要な人々とのつながりを育て、維持することは重要である。この連絡先を知る権利は養子縁組後の取決め（Post Adoption Agreement）の一部である。養子縁組後の取決めは書面で行われなけれ

<sup>75</sup> [https://www.childprotection.sa.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0018/107109/local-adoption-process.pdf](https://www.childprotection.sa.gov.au/_data/assets/pdf_file/0018/107109/local-adoption-process.pdf)

ばならず（養子第 26 条 A）、書面による取決めのコピーは養子縁組の全ての当事者に提供される。養子縁組ファイルは、SA によって永久に保管され、養親、養子、実親等適格者は養子縁組申請の過程で取得した書類へのアクセスを申請することができる（養子第 41 条）。

裁判所は子が 5 歳以上の場合は、養子縁組の命令を出す前に子に面接し、子の意見をその判定基準として検討しなければならない（養子第 8 A 条）。養子縁組命令が決定すると養子は養親の子となり、養子と実親との関係は消滅すう（養子第 9 条 1 項）。ただし、実親と婚姻関係にある者と養子縁組をする場合は、この限りではない（養子第 9 条 2 項）。裁判所は、養子縁組と同時に又は事後に、子を知られるための名を宣言することができる（養子第 23 条 1 項）。養子が 12 歳以上であるときは、名を変更することについて養子の同意を要する（養子第 23 条 3 項）。

#### **TAS :**

TAS で養子縁組を管轄しているのは、社会福祉省養子縁組永続サービス（Department of Communities Tasmania, Adoptions and Permanency Service）<sup>76</sup>である。養子縁組は養子縁組法（Adoption Act 1988）<sup>77</sup>及び養子縁組規則（Adoption Regulation 2016）<sup>78</sup>に規定されている。養子縁組命令の決定は治安判事裁判所（Magistrates Court（Children’s Division））が行う。

#### **養子の要件**

養子は、裁判所に申請が提出される日より前に 18 歳に達していないか、又は養親になろうとする者又は養親になろうとする者の一方等により、その親の子として、養育、扶養又は教育されている者でなければならない（養子第 19 条）。ただし、婚姻している者又は婚姻していた者は養子になることはできない。

#### **養親の要件**

婚姻関係にある者か、関係法（Relationships ACT 2003, Part2）<sup>79</sup>に基づいて登録された関係証明保持者である 2 人で、いずれも養子縁組命令が出される

<sup>76</sup> <https://www.communities.tas.gov.au/children/adoption>

<sup>77</sup> <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/current/act-1988-041>

<sup>78</sup> <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/current/sr-2016-108>

<sup>79</sup> [http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/tas/consol\\_act/ra2003173/](http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/tas/consol_act/ra2003173/)

日から遡って少なくとも3年以上の関係を要する（養子第20条）。また、養子との年齢差が18歳以上であることを要する（養子第22条）。ただし、養子の実親の配偶者、配偶者がその子の親族、申請者がその子の親族の場合は、その限りではない<sup>80</sup>。この3年間には、婚姻届や事実婚の登録前であっても安定した継続的な関係で2人が同居していた期間も含まれる。

### 養子縁組の同意

養子が18歳未満である場合は、実親の同意を要する（養子第29条）。実親は同意をする少なくとも24時間前までにカウンセリングを受けなければならない（養子第31条）。同意を撤回する場合は、同意に署名した日後30日以内に最高執行者に署名による通知しなければならない（養子第35条）。同意が免除されるのは、次のとおりである。同意を要する者を相当の調査の上、発見することができない場合、二人以上の医師が署名した証明書により、その者が精神医学的又はその他の医学的理由により、同意をするか否かの問題に適切に考えることができないか、又はその状態がやみそうにない場合、又はその者が子を放棄、遺棄、虐待した場合、又はその者が、一年以上の期間、正当な理由なく、子の親の義務を履行しない等の場合は、裁判所は同意を免除することができる（養子第37条）。

18歳未満の養子が出生の情報開示を希望する場合は、養親の同意書又は死亡証明書を提出しなければならない（養子第81条）。養子が18歳以上になると出生の情報開示を請求することができるようになる。ただし、実親が連絡拒否登録（Contact Veto）をしている場合は接触することはできない（養子第82条）。同様に、実親は養子が18歳以上になると養子の情報に請求することができるが、養子と養親が連絡拒否登録をしている場合は接触することはできない（養子第84条）。

### 養子縁組手続の手順

TASでは、養子に出される子の数は非常に少なく、毎年数人しかいない。地元の子を養子にすることを承認された養親資格者が養子を迎え入れられるかは定かではない。社会福祉省はホームページ上で養子縁組の詳細な情報に

---

<sup>80</sup> 親族とは、その子の祖父母、兄弟姉妹、叔父又は叔母をいい、その関係が全血によるものであるか、半血によるものであるか、又は婚戚関係によるものであるかは問わず、又はその関係が人の養子縁組に依存しているものも含む（養子第3条）。

については、養子縁組永続サービスに電話又はメールで問合せよう記載している<sup>81</sup>。

#### **VIC :**

養子縁組の管轄は 2019 年 7 月 1 日に保健福祉省 (Department of Health and Human Service) から司法地域安全局 (Department of Justice and Community Safety) に移管された。担当部署は養子縁組サービス (Adoption Services Victoria) である<sup>82</sup>。養子縁組は養子縁組法 (Adoption ACT 1984) に規定されている<sup>83</sup>。養子縁組の決定を行うのは最高裁判所 (Supreme Court) である (養子第 6 条)。

#### **養子の要件**

養子になることができるのは、原則として、①申請書が裁判所に提出されたときに、18 歳に達していない者であるか、②事実上、申請者が子の親であるか、申請者及び死亡した配偶者又は申請者の事実上の配偶者が子の親であるか、申請者の子又は申請者と死亡した配偶者若しくは事実上の配偶者の子として、申請者又は申請者の一方か、又は申請者及び死亡した配偶者若しくは申請者の事実上の配偶者が養育し、扶養し、教育されている者であることを要する (養子第 10 条 1 項)。

#### **養親の要件**

2 年以上の婚姻関係になるか、生活を共にしている事実婚関係の 2 人であることを要する (養子第 11 条)。同性カップルや性別多様なカップルも含まれる。実子の養子は禁止されており、申請者又は申請者の一人が、子の母であるか、あるいは養子縁組法第 33 条 3 項による同意権者 (非嫡出の父) であるときは、養子縁組は認められない (養子第 11 条 2 項)。養子縁組を申請に年齢制限はないが、養子が成人するまでの間、養子を育てることができる健康な状態が求められる。

単独縁組は、子に特別な事情があり、養子縁組をすることが望ましいと裁判所が判断した場合に可能となる (養子第 11 条 3 項)。ただし、①その者が婚姻している場合は、配偶者と別居しているか、同居している配偶者の同意

---

<sup>81</sup> [https://www.communities.tas.gov.au/children/adoption/adoption\\_services](https://www.communities.tas.gov.au/children/adoption/adoption_services)

<sup>82</sup> <https://www.justice.vic.gov.au/your-rights/adoption/adopt-a-child-from-victoria>

<sup>83</sup> <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/adoption-act-1984/071>

がない限り、また、②事実上の同居の關係にあり、2年以上生活を共にしている場合は、その同居している配偶者の同意がない限り、単独養子縁組は認められない（養子第11条4項）。子の親若しくは養親の配偶者又は事実上の配偶者の場合は、その配偶者又は事実上の配偶者の単独養子縁組が可能であるが、①1975年連邦家族法に基づく後見又は監護に関して命令をすることが、子の福祉及び利益に十分にならず、②養子縁組による命令よりも子の福祉及び利益によりかなうものであり、④事実上の配偶者のための命令の場合は、配偶者も事実上の配偶者も命令がなされた時に他の者と婚姻をしていない場合でなければならない（養子第11条6項）。

子の親族による養子縁組の場合は、裁判所は①1975年連邦家族法に基づく後見又は監護に関して命令をすることが、子の福祉及び利益に十分にならないう場合、②養子縁組命令を保証する特別な事情が存在する場合、③子の養親組命令が、①による命令よりも子の福祉及び利益によりかなうものである場合、④事実上の配偶者の關係で生活し、その一方が子の親族である2人の者のための命令の場合は、それらの者がいずれも命令がなされた時に他の者と婚姻していない場合、⑤事実上の配偶者關係で生活し、事実上の配偶者が子の親族である者のための命令の場合には、その者も事実上の配偶者もいずれも命令がなされた時に他の者と婚姻していないと判断しないときは、配偶者又は事実上の配偶者が子の親族である単身者か、又は一方が子の親族である2人の者のために、子の養子縁組命令をしてはならない（養子第12条）<sup>84</sup>。

### 養子縁組の同意

18歳未満の子（既に養子縁組されている者を除く。）の場合は、子の実親の同意を要する（養子第33条2項、7項）。

なお、子の両親が婚姻していないときは、実母及び子の出生登録簿に父として登録がされた者等の同意を要する（養子第33条3項）。また、養子縁組されている子については、養親が同意権者となる（養子第33条5項）。同意は裁判所の所定の職員の面前で書面に署名して行う等方法が規定されている。同意を撤回したい場合は、同意文書に署名した日から28日以内であれば可能である（養子第41条1項）。

---

<sup>84</sup> その子の祖父母、兄弟姉妹、叔父又は叔母をいい、その關係が全血によるものであるか半血によるものであるか、又は婚戚關係によるものであるかは問わず、又はその關係が人の養子縁組に依存しているものも含む（養子第4条）。

同意が免除されるのは、次のとおりである。同意を要する者を十分な紹介をしても、行方不明な場合、又は同意をすべきか否か適切に判断する能力を有しない心身の状態にあり、その状態がやみそうにない場合、又はその者が子を放棄、遺棄、虐待している場合、又はその者が、一年以上の期間、正当な理由なく、子の親の義務を履行しない等の場合は、裁判所は同意を免除することができる（養子第43条）。

### 養子縁組手続の手順

実子を養子に出すことを検討している親はカウンセリング（Options counselling）を受けることができ、養子縁組の決断に影響する情報や感情を理解することができる<sup>85</sup>。カウンセリングは子が生まれる前でも後でも受けられる。養親を希望する者の手続は以下のとおりである。

- ① プログラムの選択
  - ・ 州政府の養子縁組プログラム
  - ・ 非政府組織の養子縁組プログラム上記プログラムを選択し、養子縁組の手続を進めることになる。VIC 非政府は次の4団体であり、プログラムの参加を希望する場合は直接申請する。
  - ・ Anglicare Victoria<sup>86</sup>
  - ・ Child and Family Services<sup>87</sup>
  - ・ CatholicCare<sup>88</sup>
  - ・ Uniting Vic.Tas<sup>89</sup>
- ② 養子縁組サービスへ連絡  
州政府の養子縁組プログラムを利用する場合は、養子縁組サービスに連絡し、必要に応じ情報キットを入手する。参加が必須ではないが、説明会に参加し詳細な情報を得ることができる。
- ③ 養子縁組の関心登録  
養子縁組を希望する者は養子縁組サービスに連絡し、関心登録をする。提供される情報キットを読み、希望者の興味や受容力、知識、養子のニーズを理解しているか等を問う養子縁組アンケート（Adoption Victoria questionnaire）を提出する。4週間以内に養親希望者の適格性や適正が審査される。基本的な資格要件と適合性要件を満たしている場合、希望者リストに登録される。
- ④ 申請への招待  
養子縁組の登録者に正式な申請をするよう連絡がある。

<sup>85</sup> <https://www.justice.vic.gov.au/your-rights/adoption/considering-adoption-for-your-child>

<sup>86</sup> <https://www.anglicarevic.org.au/>

<sup>87</sup> <https://www.cafs.org.au/>

<sup>88</sup> <https://www.ccam.org.au/>

<sup>89</sup> <https://www.unitingvictas.org.au/>

⑤ 申請と教育セッションの参加

養親に適していると判断される前に、詳細な申請を行い、教育を受ける必要がある。申請には犯罪歴や児童保護歴、健康状態、経済状況、これまでの生活歴等が確認される。また、養子縁組のプロセスを理解し、養子に向かい入れる準備のため、教育セッションへの参加が必須となる。

⑥ 評価

教育セッションを受け、申請書を受け取った後、ケースマネージャーが評価レポートを作成する。評価には、家庭訪問が含まれ、養親登録者、その子、他の成人世帯員、参考人と面談が行われる。

⑦ 承認

養親適格者として承認されると登録される。

⑧ 養子縁組サービスとの協働

養親適格者として承認されてから、すぐに養子と巡り合うのはまれである。通常、承認された家族は、養子縁組サービスと連絡を取り合いながら養子を迎え入れる準備をする。

裁判所が子の養子縁組命令をしたときは、命令がされた者のために、命令が行われた日、養親の氏名、命令に基づく子の氏名、子の出生地及び決定した他の事項を記載した証明書を発行する（養子第 52 条）。実親との関係は終了する（養子第 53 条 1 項）。ただし、連れ子養子の場合は、配偶者たる実親との間の親子関係は断絶しない（養子第 11 条 7 項）。

養子縁組が決定すると、養子には新しい出生証明書が発行される。その時点で、元の出生証明書の公的効力は失効になる。そこには、子の生年月日、養親の氏を称する養子の新しい氏名と養親の名前が記載され、出生時の名前と実親の名前は併記されないため養子縁組の子かどうかはわからないように見える<sup>90</sup>。出生、死亡、婚姻（Births Deaths and Marriages : BDM）の登録機関は、裁判所の記録を登録し、その登録内容は子の生年月日と出生地、養子縁組下での子の名前、養親の氏名、職業、婚姻関係を登録した日付と場所、養子縁組した子が出生した時の養親の年齢である。元の出生証明書はそのまま裁判所の記録に残り、養子が 18 歳になると元の出生証明書のコピーを取得することができる<sup>91</sup>。VIC では Veto（連絡拒否制度）がなく、「実親・家族と養子が連絡を取り続けることにより子が複数の家族と大きなつながりを持つことは子にとって有益」という視点から、オープンアダプション（Open

<sup>90</sup> 養子の氏名は養子決定に伴い、養親の氏を称する。養父母の氏が異なるときは、そのいずれかの氏を称する。名については、養親からの申立てにより、裁判所は、養子縁組命令において、養子の名を承認することができる（養子第 56 条 1 項）。

<https://www.lawreform.vic.gov.au/content/6-birth-certificates-adopted-people#toc-current-law-and-practice-lvKGgFiZ>

<sup>91</sup><https://www.lawreform.vic.gov.au/content/6-birth-certificates-adopted-people#toc-current-law-and-practice-lvKGgFiZ>



Adoption : 養子の実親と養親が交流を持つ養子縁組) という制度をとっている。

#### **WA:**

養子縁組を管轄しているのは、児童保護・家族支援省 (Department of Communities Child Protection and Family Support) である<sup>92</sup>。養子縁組は養子縁組法 (Adoption Act 1994)<sup>93</sup>及び養子縁組規則 (Adoption Regulations 1995)<sup>94</sup>によって規定されている。養子縁組命令の決定は家庭裁判所 (Family Court of Western Australia) が行う。

#### **養子の要件**

養子は 18 歳未満の婚姻していないか、婚姻したことがない (事実婚を含む。) 子でなければならない (養子第 66 条)。養子が 18 歳以上の場合、18 歳に達する直前に、その者の親族又は継親である者の養子になることができる。

なお、養子が 18 歳以上の場合、養子となる者と養親となる者が情報を受け取り、求めるときは、カウンセリングを受け、かつ、養子縁組に対して同意し、養子となる者の福祉及び利益が、養子縁組により促進されると裁判所が判断しなければ、養子縁組は認められない (養子第 69 条)。

#### **養親の要件**

養親の申請は 18 歳以上であり、かつオーストラリア市民で WA に居住しているか、又は住所を有する者でなければならない (養子第 39 条)。婚姻、事実婚関係にある場合は 3 年以上の関係を要する (養子第 67 条)。単身者や同性カップル、子がいる者も申請は可能である<sup>95</sup>。養親の最初の子 (長男又は長女) として養子縁組する場合は、子と申請者間の年齢の低い方との年齢差は最大 45 歳までとする。単身者が第一子となる養子との年齢差は 45 歳までとする。子が成人して独立するまで、親は活動的で、身体的にも精神的にも子の要求を満たすことが求められる。申請者が他の子を養育している場合であっても、年齢が高い養親では、後々養子となった子の負担になる可能性があるため、養子との年齢差は 50 歳を超えることはできない (養子第 52

---

<sup>92</sup> <http://www.dcp.wa.gov.au/Pages/Home.aspx>

<sup>93</sup> [https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main\\_mrtitle\\_6\\_homepage.html](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main_mrtitle_6_homepage.html)

<sup>94</sup> [https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main\\_mrtitle\\_1108\\_homepage.html](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main_mrtitle_1108_homepage.html)

<sup>95</sup> <https://www.dcp.wa.gov.au/FosteringandAdoption/AdoptionAndHomeForLife/Pages/AdoptionAndPermanentCare.aspx>

(3) (f))。

養子縁組の同意については、申請が裁判所に提出された時に、養子が 12 歳以上の場合は、その者の同意を要する（養子第 17 条）。子（18 歳未満）を養子とする場合は、実親及び後見人の同意を要する（養子第 17 条）。同意は、子の出生後、少なくとも 28 日後でなされたものでなければならない（養子第 18 条）。一人のみが子の養子縁組に対する同意を要するときは、同意書を送付した日から 28 日後、二人以上の者の同意を要するときは、同意書を送付したか、又は免除された日から 28 日経過後は同意を撤回することができない（養子第 22 条）。

### 養子縁組の手続

養子縁組に興味がある者は以下のプロセスを実施しなければならない<sup>96</sup>。

- ① 一般説明会に出席する。
- ② 2 回又は 3 回の教育セッションに参加する（国際養子縁組か現地養子縁組かによって回数は異なる。）。
- ③ 関心表明を提出する。
- ④ 正式申請書を提出する。申請する少なくとも 60 日前に、養子縁組の申請をする意思を書面による通知を CEO（the chief executive officer of the Department）に送付しなければ、養子縁組の申請をしてはならない（養子第 58 条）。
- ⑤ 児童保護・家族支援省は、申請者が全ての適格基準を満たしていることを確認するために、関連する全ての犯罪歴及びその他のチェックを行う。

養子縁組命令が決定すると、養子と養親間の関係は親子関係と扱われ、養子と実親は親子の関係にはないと扱われる（養子第 75 条）。ただし、実親が継親として養子縁組をした養親の配偶者である場合を除く。裁判所は同じ命令において、養子が称する名を宣言する際に、養子縁組をする前の名を氏名とする原則があること及び養子が表明した希望等について考慮しなければならない（養子第 74 条）。また、12 歳以上の養子については、その者が同意しているか、又は精神的な疾患で同意することができない場合でなければ、変更をしてはならない。基本的にオープンアダプション（養子の実親と養親が交流をもつ養子縁組）を承認し、可能かつ適切な場合に推奨している（養子第 27 条）。養子と養子縁組の家族と一緒に暮らし始めてから 6 か月は監督期間が設けられる。

<sup>96</sup> <http://dcp.wa.gov.au/FosteringandAdoption/AdoptionAndHomeForLife/Pages/AllAboutAdoption.aspx>

## <国際養子縁組 : Intercountry Adoption>

国際養子縁組とは、オーストラリアの公式国際養子縁組プログラムを通じて、オーストラリア以外の国から子どもを養子縁組することを指し、これらの子は法的に養子縁組することができる。連邦政府運営の Intercountry Adoption Australia が国際養子縁組に関する情報を統括・提供し、その下で各州政府が養子縁組プログラム運営とサポートを担当する<sup>97</sup>。

養子縁組のプロセスは以下のとおりである。

### <オーストラリアにおける国際養子縁組のプロセスの概要><sup>98</sup>

- ① 養親希望者の申込問合せ  
各州の担当部局に連絡し、申請について協議する。
- ② 教育セミナーへの参加と正式な養親希望申請書の作成  
各州が実施する教育セミナーで養子縁組過程や適格者の条件を学び、事前評価のため、アンケートを記入する。
- ③ 適格者評価とその決定を待つ。
- ④ 適格者と認められた場合、養親適格者が国へ書類を提出し、相手国のウェイティングリストに載る。
- ⑤ 相手国からの養子縁組のマッチング案が提出される。
- ⑥ オーストラリアにおいて移民申請プロセスが開始される。
- ⑦ 養子と面会するため渡航する。
- ⑧ 養子とオーストラリアに帰国する。
- ⑨ 公的な手続をする。

2019年6月現在、オーストラリアは以下の国・地域との間で養子縁組プログラムを実施している。

- ・ブルガリア
- ・チリ
- ・中国
- ・コロンビア
- ・香港
- ・ラトビア
- ・フィリピン
- ・ポーランド
- ・南アフリカ

<sup>97</sup> <https://www.intercountryadoption.gov.au/>

<https://www.intercountryadoption.gov.au/key-contacts-and-support/state-territory-support/>

<sup>98</sup>

<https://www.aihw.gov.au/reports/adoptions/adoptions-data-visualisations/contents/intercountry-adoption-in-australia>

- ・韓国
- ・スリランカ
- ・台湾
- ・タイ

各国・地域には、次のような養子縁組の要件がある。

- ・ 養親として適格者
- ・ 養子縁組が可能な子の特徴
- ・ 指示待ち時間
- ・ 概算費用
- ・ 最終決定及び養子縁組後の取決め
- ・ 移民と市民権の取決め
- ・ ハーグ条約の締約国であるかどうか

国際養子縁組を希望する場合は、①居住する州又は地域の適格基準を満たしていること、②相手国の適格基準を満たしている必要がある。州及び地域の中央当局 (STCA) は、養子縁組を希望する者に助言を提供し、養子縁組の申込みを受け入れ、適格性を評価する。

それぞれの国・地域の国内養子縁組の増加に伴い、国際養子縁組を要する子の数は減少傾向にあるため、待ち時間が大幅に増加している<sup>99</sup>。

オーストラリアは 1998 年 12 月に「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」(以下「ハーグ条約」という。)を締結した。その内容は次のとおりである。

「養子縁組されている子のために、出身国の当局と新たな移住国とのコミュニケーションの経路と子の最善な利益に焦点を当て、子の拉致、売買などを防止する。」

上記設定基準は、手順が遵守されていることを保証する監督システムであり、法的拘束力も有する。

国際養子縁組はハーグ条約及び各州法令<sup>100</sup>に基づき、各州機関が取り扱う。連邦レベルでは社会サービス省 (Department of Society of Social Services: DSS)

<sup>99</sup> <https://www.justice.vic.gov.au/adopt-a-child-from-overseas-0>

<sup>100</sup> Convention of 29 May 1993 on Protection of Children and Co-operation in Respect of Intercountry Adoption  
<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=69>

<sup>101</sup>、連邦司法省が取り扱い、連邦政府は前述の *Intercountry Adoption Australia*<sup>102</sup> のウェブサイトを経営する。

### <各州の国際養子縁組制度>

基本的に、各州と準州の国際養子縁組に関する法令や審査決定機関や管轄は、国内養子縁組と同じである。

違法な養子縁組や人身売買などの違法行為から子を守るため、それぞれの国・地域と協力し、ハーグ条約に基づく子の国際養子縁組を促進するため、連邦政府 *Intercountry Adoption Australia* (IAA) が情報提供し、申請者が居住する州又は準州の中央当局 (State and Territory Central Authority : STCA) が、養子縁組の申請管理や適格性の評価などのプロセスを処理する。

#### ACT :

ACT では、国内養子縁組と同様に地域社会サービス局 (Community Services Directorate) が国際養子縁組を管轄し、担当部署は児童・青少年保護サービスである。養子縁組法 (Adoption Act 1993)<sup>103</sup> に規定されている。

#### 養親の要件

年齢は 25 歳以上であり、ACT に居住し、オーストラリア市民である必要がある。二人で申請する場合 (婚姻関係、シビル・ユニオン (法的に承認されたパートナー関係)) は、少なくとも 1 人がオーストラリア市民でなければならない。夫婦の場合、少なくとも 3 年間は安定した夫婦関係で一緒に生活している必要がある。児童・青少年保護サービスの登録簿に適格者として登録されている者に限る<sup>104</sup>。

#### 養子縁組手続の手順 :

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 児童・青少年保護サービスに登録に関する問合せをする。</li><li>② 半日の説明会と 2 日間の教育セミナーに参加する。</li><li>③ 登録前に面談を実施し、適正条件を満たしているかを確認する。</li><li>④ 適性を判断するための面接や、経済面の調査、健康診断、警察による経歴調査といった評価プロセスを実施する。</li></ol> |
|--|

<sup>101</sup> <https://www.dss.gov.au/families-and-children-programs-services-intercountry-adoption-roles-and-responsibilities-for-intercountry-adoption-in-australia/commonwealth-state-agreement-for-the-continued-operation-of-australias-intercountry-adoption-program>

<sup>102</sup> <https://www.intercountryadoption.gov.au>

<sup>103</sup> <https://www.legislation.act.gov.au/a/1993-20>

<sup>104</sup> <https://www.communityservices.act.gov.au/ocyfs/children/adoptions/adopting-a-child-from-overseas>

- ⑤ 選択した国に提供する報告書を準備する。
- ⑥ 選択した国によって養親希望者の評価が行われ、承認された場合は、子と養親がマッチするまで、待機リストに記載される。
- ⑦ 養子縁組の候補者の紹介があり、児童・青少年保護サービスが検討し、子を養子とするか決定する
- ⑧ 子を養子としてオーストラリアに入国し、滞在するための入国手続が行われる。
- ⑨ 子の出生国を訪問し、その国の養子縁組と移民の手続を完了する。
- ⑩ 養子縁組の最終決定が行われる。国によっては、現地であったり、養子を連れてオーストラリアに帰国した後であったりする。
- ⑪ 関連する記録を更新し、養子のための新たな出生証明書が発行される。
- ⑫ 養子の出生国によって、養子縁組後の評価が行われる。

**NSW :**

国際養子縁組は養子縁組法（Adoption Act 2000 No75）<sup>105</sup>に規定されている。管轄は公共司法省（Department of Communities and Justice:DCJ）である<sup>106</sup>。国際養子縁組は、以下の経費及び渡航費、宿泊費、書類作成費（翻訳、法務・公証料）がかかり、相手国によって経費は異なる<sup>107</sup>。

経費の種類	段階	初回の申請	2回以上の申請
情報	情報収集と興味関心の表明	\$640	無料
評価	申請と評価	\$4,260	\$2,100
配置	配置	\$4,800	\$4,800

(2017年1月現在)

州公共司法省（DCJ）による養子縁組の政府機関証明が下りる前の子のオーストラリアへの入国ビザは、移民国境保護局（Department of Immigration and Border Protection）によって拒否される<sup>108</sup>。2013年10月現在、DCJの支援により海外で法定養子縁組が完了した子は、NSW出生証明書を取得する資格が与えられている<sup>109</sup>。

<sup>105</sup> <https://legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2000-075#statusinformation>

<sup>106</sup> <https://www.facs.nsw.gov.au/families/adoption/adopting-a-child/want-to-adopt>

<sup>107</sup> <https://www.facs.nsw.gov.au/families/adoption/adopting-a-child/from-overseas>

<sup>108</sup> <https://www.facs.nsw.gov.au/families/adoption/adopting-a-child/from-overseas>

<sup>109</sup> <https://www.facs.nsw.gov.au/families/adoption/adopting-a-child/birth-certificates-adopted-overseas>

**NT :**

国際養子縁組は子どもの養子縁組法（1994 Adoption of Children Act）に規定され<sup>110</sup>、テリトリー家庭公共局養子縁組ユニット（Territory Families, Housing and Communities (TFHC) Adoption Unit）<sup>111</sup>が管轄している。2019年4月から、インド-オーストラリア間の国際養子縁組を再開することとなったが、慎重に、段階的に進めていくこととし、まずはNTとQLDから申請者を受け付けることとなった<sup>112</sup>。

国際養子縁組に係る経費は以下のとおりである<sup>113</sup>。

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| • 申請・登録（養子第17条（1））                                  | 初回 \$ 1,000、2回目以降 \$ 600 |
| • 教育・評価（養子第17条（2））                                  | \$ 2,300                 |
| • 書類送付・配置（養子第21条（3））                                |                          |
| 韓国\$1,300、フィリピン\$1,635、タイ\$1,650、台湾\$1,800、他\$1,900 |                          |
| • 配置監督（養子第53条）                                      | \$ 1,000                 |

**QLD :**

児童・青少年司法多文化省局(Department of Child, Youth Justice and Multicultural Affairs)の養子縁組サービス（Adoption Service）が管轄している<sup>114</sup>。国際養子縁組は養子縁組法（Adoption Act 2009）<sup>115</sup>に規定されている。養親の要件は、以下のとおりである<sup>116</sup>。

- |   |
|---|
| • QLDに居住していること。                             |
| • カップルの場合、一人はオーストラリア国民であること。                |
| • 女性は妊娠していないこと。                             |
| • 代理出産契約をしていた場合は、少なくとも6か月前に代理出産契約が終了していること。 |
| • 1歳未満の子の親権はないこと。                           |
| • 1歳未満の子は養育していないこと。                         |

これに加えて、養子縁組協定を交渉する国・地域の資格要件を満たしている必要があり、養子の当該国の資格要件はQLDの基準より厳しい場合がある。海外の養子縁組を必要としている子は通常6か月～6歳までの子が多

<sup>110</sup> <https://legislation.nt.gov.au/en/Legislation/ADOPTION-OF-CHILDREN-ACT-1994>

<sup>111</sup> <https://nt.gov.au/community/child-protection-and-care/adoption/adopting-a-child-from-the-nt>

<sup>112</sup> <https://www.intercountryadoption.gov.au/about/latest-news/>

<sup>113</sup> [https://nt.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0011/944579/adopting-a-child-in-the-northern-territory.pdf](https://nt.gov.au/_data/assets/pdf_file/0011/944579/adopting-a-child-in-the-northern-territory.pdf)

<sup>114</sup> <https://www.cyjma.qld.gov.au/child-family/adoption>

<sup>115</sup> <https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/inforce/current/act-2009-029>

<sup>116</sup> <https://www.qld.gov.au/community/caring-child/adoption/adopting-child-overseas>

く、栄養失調、C型肝炎、軽度又は修正可能な身体障害や家族の精神疾患歴など医療支援を要する子や複雑な家族歴、社会的背景を持っている子場合がある<sup>117</sup>。

国際養子縁組の手続手順は以下のとおりである<sup>118</sup>。

- ① 養親として適格性の評価を希望する者は、養子縁組届出書 (PDF)<sup>119</sup> に記入し、養子縁組サービスに送付する。
- ② 申請者が適格要件を満たしている場合は通知され、申請者の氏名が関心表明登録簿に記入される。登録簿から選択された場合、その個人は評価のための選択通知を送られる。2年以内に評価のための選択通知を受け取らなかった場合、関心表明は失効する。その場合、希望すれば再申請することができる。
- ③ 選抜通知を受けた者は、養親としての適格性を審査される。夫婦は共同で、また各個人としても適正が評価される。評価には犯罪歴、ドメスティックバイオレンス、交通事故歴、児童保護歴の情報が収集され、家庭訪問による評価面接、必要に応じて、登録者、パートナー（該当する場合）、子、その他の成人世帯員、評価者が必要と判断する者との話し合いが行われる。

#### SA :

児童保護局 (Department for Child Protection) が管轄している<sup>120</sup>。国際養子縁組は養子縁組法 (Adoption Act 1988)<sup>121</sup> 及び養子縁組 (一般) 規則 (Adoption (General) Regulations 2018)<sup>122</sup> によって規定されている。養親申請をすることができる者は、国内養子縁組の場合と同様の要件を満たす必要がある。SA の居住者であり、オーストラリアの市民権又は永住権を有し、共同申請の場合は少なくとも一人はオーストラリア国民でなければならない (養子縁組規則第9条)。また、以前に登録した際に、不正取得を理由に取り消された者や児童安全法 (Child Safety (Prohibited Persons) Act 2016) で禁止されている者、子が申請者の養育から外され、子ども保護法の下になった者、子に対する暴力、児童虐待、子の誘拐を犯した者は登録することはできない。

<sup>117</sup> <https://www.qld.gov.au/community/caring-child/adoption/adopting-child-overseas>

<sup>118</sup> <https://www.qld.gov.au/community/caring-child/adoption/adopting-child-overseas>

<sup>119</sup> [https://www.qld.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0027/54288/frm-6-adoption-expression-interest.pdf](https://www.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0027/54288/frm-6-adoption-expression-interest.pdf)

<sup>120</sup> <https://www.childprotection.sa.gov.au/adoption>

<sup>121</sup> <https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/ADOPTION%20ACT%201988/CURRENT/1988.90.AUTH.PDF>

<sup>122</sup> [https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/R/ADOPTION%20\(GENERAL\)%20REGULATIONS%202018/CURRENT/2018.227.AUTH.PDF](https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/R/ADOPTION%20(GENERAL)%20REGULATIONS%202018/CURRENT/2018.227.AUTH.PDF)



国際養子縁組は、様々な政府機関の各部署及び海外当局間での調整とコミュニケーションを伴う極めて複雑なプロセスである。国際養子縁組の手続プロセスは次の5つの段階がある<sup>123</sup>。

- |                         |
|-------------------------|
| ① 説明会への参加及び関心の表明        |
| ② 養親候補者の査定及び登録          |
| ③ 海外への申請                |
| ④ 養子のマッチングと配置           |
| ⑤ 養子縁組後の監督やケースワーク、サポート。 |

国際養子縁組に係る諸経費は以下のとおりである。これらの諸経費には追加の渡航費などは含まれていない。

	初回の申請	2回以上の申請
興味関心の表明	\$947	\$709
申請	\$1,182	\$985
評価	\$3,549	\$2,956
海外への書類提出準備	\$3,153	\$3,153
養子の配置	\$4,099	\$3,941
海外の要請に応じた養子配置後に関する報告書の作成	\$268	\$268

2020年7月1日現在

**TAS :**

国際養子縁組の管轄は社会福祉省養子縁組永続サービス (Department of Communities Tasmania, Adoptions and Permanency Service) <sup>124</sup>である。養子縁組法 (Adoption Act 1988) <sup>125</sup>及び養子縁組規則 (Adoption Regulation 2016) <sup>126</sup>によって規定されている。

申請者は、説明会やワークショップへの出席、家庭状況調査等のステップを経て、国際養子縁組を申請することができる。養子縁組先として、希望する国・地域を選択すると、養親候補者の情報が相手国に送られるが、その時点で当該候補者は、50歳未満である必要がある。養親候補者が婚姻関係にある、又は同居している場合は3年間の同居を証明する必要がある。申請

<sup>123</sup> <https://www.childprotection.sa.gov.au/adoption/adopting-an-overseas-child>

<sup>124</sup> <https://www.communities.tas.gov.au/children/adoption>

<sup>125</sup> <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/current/act-1988-041>

<sup>126</sup> <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/current/sr-2016-108>

規則は保健福祉省が監督している。

からの待機期間は、約6か月～2年間である。諸経費は、その国・地域によって異なる<sup>127</sup>。

#### **VIC :**

国際養子縁組の管轄は司法地域安全局 (Department of Justice and Community Safety) 養子縁組サービス (Adoption Services Victoria) である<sup>128</sup>。養子縁組は養子縁組法 (Adoption ACT 1984) 及び養子縁組 (国際費用) 規則 (Adoption (Intercountry Fees) Regulations 2012)<sup>129</sup>に規定されている<sup>130</sup>。VIC では成人であり、VIC に居住していること、かつカップル (事実婚、同性カップル、多様なジェンダのカップルを含む。) であれば2年以上の関係があること、若しくは単身者でも申請することができる<sup>131</sup>。養子縁組に年齢制限はないが、養子が成人になるまでの世話をするのに十分な健康を維持することができる前提でなければならない。ただし、国・地域によっては、申請者の年齢に関して、独自の設定がある場合もある。

国内・国際養子縁組を同時に申請することができる<sup>132</sup>。申請していた海外から養子縁組が承認された場合でも、VIC でも承認されることが可能である。申請者は、海外養子縁組が承認された後、州内の養子縁組に申請するか検討することができる。また、州内の養子縁組が承認された場合でも、後から海外養子縁組の申請が可能である。これにより、通常の養子縁組の採用プロセスを短縮することができる。

カップルで申請する場合は、少なくとも1人がオーストラリア市民である必要がある。国内養子縁組と同様、オープンアダプションを推奨し、そのサポートも行っている<sup>133</sup>。

なお、2020年9月20日現在、養子縁組受付窓口は新型コロナウイルス対策のため、閉鎖中である (ケースマネージャーは、引き続きメールでサポートを提供している)。

国際養子縁組に係る経費は以下のとおりである<sup>134</sup>。

---

<sup>127</sup> [https://www.health.tas.gov.au/service\\_information/information/adoption\\_process](https://www.health.tas.gov.au/service_information/information/adoption_process)

<sup>128</sup> <https://www.justice.vic.gov.au/your-rights/adoption/adopt-a-child-from-victoria>

<sup>129</sup> <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/statutory-rules/adoption-intercountry-fees-regulations-2012/001>

<sup>130</sup> <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/adoption-act-1984/071>

<sup>131</sup> <https://www.justice.vic.gov.au/adopt-a-child-from-overseas-0#eligibility>

<sup>132</sup> <https://www.justice.vic.gov.au/adopt-a-child-from-overseas-0#eligibility>

<sup>133</sup> <https://www.justice.vic.gov.au/adopt-a-child-from-overseas-0#eligibility>

<sup>134</sup> <https://www.justice.vic.gov.au/justice-system/fines-and-penalties/automatically-indexed-fees-and-fines-list>

関心表明の登録手数料	\$143.70
申請者の審査料（初回申請）	\$3,834.30
申請者の審査料（2回目以降）	\$2,242.20
申請書に係る事務手数料（初回申請）	\$1,735.70
申請書に係る事務手数料（2回目以降）	\$1,446.90
海外の書類作成手数料	\$1,880.90
児童の配置後の監督及び支援に関する報告書作成手数料	\$1,446.90
監護料（養子縁組法第 51 条及び 68 条）	\$2,026.00

#### WA :

国際養子縁組を管轄しているのは、児童保護・家族支援省（Department of Communities Child Protection and Family Support）である<sup>135</sup>。養子縁組法（Adoption Act 1994）<sup>136</sup>及び養子縁組規則（Adoption Regulations 1995）<sup>137</sup>によって規定されている。養親の資格は 18 歳以上、カップル（事実婚、同性カップルを含む。）として申請する場合、少なくとも 1 人はオーストラリア国民、もう 1 人は養子縁組者に同様の権利を与える国の市民（オーストラリア市民と同様の養子受け入れ国の適格基準を満たしている国の市民）でなければならない。単身者の申請も可能だが、単身申請者を受け入れない国もある。同性カップルに関しては、海外の多くの国で申請を受け付けていない<sup>138</sup>。38 歳以上の申請者だと養子縁組の命令が下りる可能性が大幅に低くなる。申請から養子受入までのプロセスに要する期間は平均 4～7 年である。養子と養親の家族と一緒に暮らし始めてから 6 か月は、家庭裁判所による監督期間が設けられるが、中国からの養子に限っては、オーストラリアで暮らし始めた後も中国の監督義務が発生する（期間は明記されておらず。）<sup>139</sup>。

WA では海外からの養子は毎年 12 名から 15 名である。国際養子縁組は 6,000 ドルから 25,000 ドルの経費がかかり、その中には海外費用には、渡航費及び宿泊費、法務費などが含まれる。国際養子縁組申請に係る査定手数料は 986 ドルである。

<sup>135</sup> <http://www.dcp.wa.gov.au/Pages/Home.aspx>

<sup>136</sup> [https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main\\_mrtitle\\_6\\_homepage.html](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main_mrtitle_6_homepage.html)

<sup>137</sup> [https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main\\_mrtitle\\_1108\\_homepage.html](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main_mrtitle_1108_homepage.html)

<sup>138</sup> <http://dcp.wa.gov.au/FosteringandAdoption/AdoptionAndHomeForLife/Pages/AllAboutAdoption.aspx#1>

<sup>139</sup> <https://www.dcp.wa.gov.au/FosteringandAdoption/AdoptionAndHomeForLife/Pages/OverseasAdoption.aspx#2>

## オ 未成年子に対する法定代理権に関する事項（法定代理権を証する証明書を含む。）について

関連行政機関は連邦司法省及び各州裁判所である。

各州の保護を必要とする子どもの立法上の定義は次のとおりである。

連邦家族法（Family Law Act 1975）<sup>140</sup>第 60 条 B（2）により、親子関係の基本原則は次のように規定されている。

- ・ 18 歳未満の子は、両親が現在結婚しているか、離婚しているか、又は、結婚したことがないか、同居したことがないかにかかわらず、両親について知る権利を有し、両親による監護を受ける権利を有する。
- ・ 子は、両親並びに監護、福祉及び成長に重大な関わりを有する他の者と定期的に時間を共にし、交流する権利を有する。
- ・ 両親は共に、子の監護、福祉及び成長に関する義務と責任を有する。
- ・ 両親は、子の将来の監護・教育に関して、合意を形成しなければならない。

また、両親は、それぞれ、子に関して「親権（parental responsibility）」を有することが定められている（家族法第 61C 条）。これは、片方又は両方の親から親の責任を取り除くことが、子にとって最大の利益であると裁判所が判断した場合を除いて適用される（家族法第 61DA 条）。両親は、子との同居の有無にかかわらず、経済的にサポートする義務がある。出生証明書が法定代理権を証明する文書となる。

離婚後に、両親は、子のための将来の取決めに関する養育契約を結ぶか、裁判所が承認した子育ての同意命令を取得することができる<sup>141</sup>。各州の関連行政機関から、上記内容を含めた「養育命令（Parenting Orders）」が下される。その規定や内容は、どの州も上記のとおりだが、命令を発行する行政機関は州によって異なる。

家庭訴訟においては、弁護士を選択による法的実務者（Legal practitioners）が法定代理人を務めることができる<sup>142</sup>。未成年者の法的保護のために、両親が死亡した場合に備えて、遺言で保護者を指名することができるが、拘束力はなく、家庭裁判所によって、子の最大の利益に基づいて法的保護者を決定する。

NSW には後見人の規定が見られたが、他州は「心身どちらかに問題があ

<sup>140</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00385>

<sup>141</sup> <https://www.familyrelationships.gov.au/parenting/children-family-law#a1>

<sup>142</sup> PROFESSIONALS INVOLVED IN FAMILY LAW(P41)

<https://www.ag.gov.au/sites/default/files/2020-03/Parenting-orders-what-you-need-to-know.pdf>

る成人の後見人」に関する記述しか見受けられなかった。

### <各州制度概要>

#### NSW :

後見人委任の命令は、児童裁判所が未成年者が両親と一緒に暮らすのは安全ではないと判断した場合に、里親養育や在宅ケアの代わりとして行う<sup>143</sup>。目的は、家族との法的な繋がりを断ち切ることなく、子が成年に達するまでより安定した環境を提供することである。後見人命令に関連して、児童裁判所は連絡に関する命令（親が子に会える時間と頻度を祖父母や他の家族を含めて指定）、「禁止行動命令（子との面会に際して偽名を使用したり、子の学校を訪問することを禁止したりするなど）」を行うことが可能。ただし、コミュニティ司法省（DCJ: Department of Communities and Justice）又は他の関連機関が実親又は他の親類との連絡を調整又は監督する必要がある場合は、連絡に関する命令は不可。子が12歳以上の場合は本人の同意が必要である。

後見人を申請する者は、以下の基準に基づいて評価される。

- ・ 申請者とその家族の適合性診断に合格
- ・ 子が成人するまで世話をする肉体的・精神的健康を確認する医学的証拠がある
- ・ 保護者候補が子の世話をするのに適した人物であること示す2人の推薦状がある。

また、子及びその両親、家族、申請者、申請者の子、同居している家族に対して、面談が実施される。子がアボリジニやトレス海峡島民である場合、あるいは多文化的背景をもつ場合には、子の拡大家族、親族関係、地域社会との協議が必要であり、全てのケースで考慮されるべきである。自宅の安全性や適切性も評価の対象となる。DCJのケースワーカーや独立した評価者が評価報告書を作成する。後見人申請を進めるには、DCJ長官からの同意を得る必要がある<sup>144</sup>。後見人命令は児童裁判所が決定する。

#### QLD :

家庭と子に関する案件は民事行政裁判所が審査決定を下す。

---

<sup>143</sup> 制限つき後見人命令書サンプル

[https://www.publicguardian.justice.nsw.gov.au/Documents/now\\_youre\\_the\\_guardian\\_chapter\\_2.pdf](https://www.publicguardian.justice.nsw.gov.au/Documents/now_youre_the_guardian_chapter_2.pdf)

<sup>144</sup> <https://www.facs.nsw.gov.au/download?file=314590>

児童保護命令に記載されている監督事項について親に指示する（当局長官に対して監護権又は後見人権を付与する児童保護命令に基づき、子どものケアを行う者を決定する）<sup>145</sup>。

**SA :**

家庭裁判所が養育命令の申請に基づいて審査を行い、決定を下す<sup>146</sup>。

**TAS :**

家庭裁判所が審査決定を下す<sup>147</sup>。

関連法令：1997年子ども青年家族法（Children, Young Persons and Their Families Act 1997）内、Division2-48<sup>148</sup>。

**VIC :**

家庭裁判所が審査、決定を下す<sup>149</sup>。

**WA :**

家庭裁判所が審査、決定を下す<sup>150</sup>。

**ACT :**

養育命令についての規定は確認できなかった。

**NT :**

基本的には地方裁判所が管轄だが、家族法の問題を審理する管轄権が限られているため、全ての当事者の同意が得られない場合は、連邦家庭裁判所や連邦巡回裁判所などに移さなければならない。その場合、地方裁判所は、移管されるまでの一時的な命令のみを下すことができる<sup>151</sup>。

---

<sup>145</sup> <https://www.qcat.qld.gov.au/matter-types/children/parents-and-carers>

<sup>146</sup> [https://www.familycourt.wa.gov.au/P/parenting\\_orders.aspx](https://www.familycourt.wa.gov.au/P/parenting_orders.aspx)

<sup>147</sup> <https://www.legalaid.tas.gov.au/factsheets/children-fact-sheet/>

<sup>148</sup> <https://www.legislation.tas.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-1997-028>

<sup>149</sup> <https://www.legalaid.vic.gov.au/find-legal-answers/parenting-arrangements-and-child-contact>

<sup>150</sup> <https://www.familycourt.wa.gov.au/P/parenting.aspx>

<sup>151</sup> <https://localcourt.nt.gov.au/about-us/jurisdiction#FamilyLaw>

## カ 国籍法制（国籍証明書を含む。）について

関連法令はオーストラリア連邦憲法（Commonwealth of Australia Constitution Act）<sup>152</sup>と2007年オーストラリア市民権法（Australian Citizenship Act 2007）<sup>153</sup>である。

帰化、外国人に係る事項は、連邦議会に法令制定の権限がある旨を連邦憲法（第51条第19項）で規定している。

関連行政機関は連邦内務省（Australian Government Department of Home Affairs）<sup>154</sup>である。

父又は母がオーストラリア市民権を有する者若しくは永住者である場合、オーストラリアで出生した者は自動的にオーストラリア市民権を取得する。1949年1月26日以降にオーストラリア国外にて出生した者は、以下の要件を満たすとき、オーストラリア市民権取得を申請する資格を有する（市民権法第16条）

- (a) 出生時にその者の親がオーストラリア市民権を有する者であった場合。
- (b) 出生時に親が本細則若しくはAA細則、又は旧法の第10B節、第10C節若しくは第11節(世襲による市民権について)に基づきオーストラリア市民権を有する者であって、
  - (i) 申請者が申請を行う前に、親が合計で2年以上オーストラリアに滞在していたこと（不法な非市民である場合を除く）、又は
  - (ii) 申請者が申請を行った時点で、いずれかの国の国民又は市民権を有する者ではなく、そのような国民又は市民権を有する者であったこともない場合。
- (c) その者がいずれかの国の国民若しくは市民権を有する者であるか、又は過去に国民若しくは市民権を有する者であったことがあるか、若しくは無国籍者条約第1条(2)(iii)がその者に適用され、その者が申請時に18歳以上である場合、大臣は、申請に対する大臣の決定時にその者が善良な性格であることを確信するものとする。

国内在住のオーストラリア市民権を有する養親の元に、ハーグ条約又は二国間協定<sup>155</sup>によって養子縁組された者もオーストラリア市民権を取得する。婚姻による国籍取得はなく、通常の帰化申請の要件を全て満たす必要がある

<sup>152</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2013Q00005>

<sup>153</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00040>

<sup>154</sup> <https://immi.homeaffairs.gov.au>

<sup>155</sup> オーストラリアの国際養子縁組プログラム実施相手国のうち、韓国及び台湾はハーグ条約の締約国ではないため、両国との間で国際養子縁組に関する二国間協定を締結している。  
<https://www.aihw.gov.au/reports/adoptions/adoptions-data-visualisations/contents/intercountry-adoption-in-australia>

<sup>156</sup>。また、オーストラリアは二重国籍を認める。

帰化要件：申請者が「18歳以上」、「永住権所持者」、「申請直前の4年間オーストラリアに滞在」、「帰化申請の性質を理解」、「英語の基本的知識を有する」を満たした上で、大臣の判断があれば市民権を付与（ただし、大臣は国家安全保障上の理由で申請拒否が可能）。判断に当たり、市民権取得試験と面談が行われる<sup>157</sup>。

なお、申請時に60歳以上の永住者又はニュージーランド市民は、面接（有料にて通訳のアレンジも可能）はあるが、同試験は免除される<sup>158</sup>。

市民権の喪失及び再開：18歳以上で他国の国籍を有する場合、二重国籍を認めない国（オーストラリア市民権者である間は市民権が得られないと定める国）で生まれた、又は居住している場合、市民権喪失申請が可能。市民権の再開（以前に所持していた市民権の再開の申請）も可能である。市民権再開の申請者は以下の要件を満たしたときに再びオーストラリア市民権再開の申請をすることができる（市民権法第29条）。

(2) 以下の場合には、この細目に基づいて再びオーストラリア市民権を有することができる。

(a) 以下の条件でオーストラリア市民権を喪失した場合。

(i) 外国の国籍若しくは市民権を取得若しくは保持するため、又は重大な苦難若しくは不利益を被ることを避けるために、第33条（放棄について）<sup>159</sup>に基づいてオーストラリア市民権を喪失した場合。

(ii) 第36条（子供について）。<sup>160</sup>

(b) 申請時に18歳以上である場合、大臣は、申請に対する大臣の決定時に、その人が善良な性格であること場合。

<sup>156</sup> <https://transferwise.com/gb/blog/how-to-get-citizenship-in-australia>

<sup>157</sup> <https://immi.homeaffairs.gov.au/citizenship/test-and-interview>

<sup>158</sup> <https://immi.homeaffairs.gov.au/citizenship/become-a-citizen/person-60-years-and-over#When>

<sup>159</sup>33条(3)本項に従い、大臣が以下の点に満足した場合、大臣はオーストラリア市民権を放棄する者を承認しなければならない。

(a) 申請時に18歳以上であり、外国の国民又は市民権を有する者であること。

(b) その者が外国で生まれ、又は通常居住しており、その国の法律に基づき、その者がオーストラリア市民権を有する者であることを理由に、その国の国籍又は市民権を取得する権利を有していないこと。

<sup>160</sup>36条市民権を有する者でなくなった責任ある親の子供

(1) 以下の場合

(a) 第33条に基づき特定の時期（消滅時期）に、オーストラリア市民権を有する者でなくなった場合。

(b) その時点で、その人が18歳未満の子供の責任ある親である場合。そして

(c) 大臣は書面により、子供のオーストラリア市民権を取り消すことができる。

(d) 大臣が撤回した場合、その時点で子供はオーストラリア市民権を有する者でなくなる。



(3) 以下の場合には、この細目に基づいて再びオーストラリア市民権を有することができる。

(a) 以下の条件でオーストラリア市民権を喪失した場合。

(i) 旧法の第 17 条（二重市民権について）<sup>161</sup>、又は

(ii) 外国の国籍若しくは市民権を取得若しくは保持するため、又は重大な苦難若しくは不利益を避けるために、旧法の第 18 条（放棄について）に基づいて、オーストラリア市民権を喪失した場合。

(iii) 旧法第 20 条(オーストラリア国外の居住について)<sup>162</sup>又は

(iv) 旧法第 23 条(子供について)<sup>163</sup>、及び

(b) 申請時に 18 歳以上である場合、大臣は、申請に対する大臣の決定時に、その人が善良な性格であることに満足している。

国籍の証明（オーストラリア市民権証明書）は内務省への申請により取得することができる（帰化申請者は帰化時に発行）<sup>164</sup>。

<sup>161</sup> 1948 年のオーストラリア市民権法（連邦）（「1948 年法」）の制定から 2002 年 4 月 4 日まで、新しい市民権を取得した人にオーストラリア市民権の喪失を義務付ける条項があった。  
<https://www.ibanet.org/Article/NewDetail.aspx?ArticleUid=C44B5041-721B-47B4-B429-E3DC7C2C85BE#:~:text=Dual%20Citizenship&text=Since%20the%20inception%20of%20the,who%20acquired%20a%20new%20citizenship>

<sup>162</sup> 公開情報に記載なし（1958 年に 20 条廃止）<https://www.legislation.gov.au/Series/C1948A00083>

<sup>163</sup> 23 条 市民権を喪失又は剥奪された者の子供

(1) 第(3)項に従い、以下の場合。

(a) 18 歳に達していない子供の責任ある親が、第 18 条又は第 19 条に基づきオーストラリア市民権を有する者でなくなった場合。

(b) 責任ある親がオーストラリア市民権を有する者でなくなった時点の直後に、その子が外国の法律に基づき、その国の国民又は市民権を有する者である場合。

その子は、その時点からオーストラリア市民ではなくなる。

(3) 本項の規定がなければ

(a) 子供の責任ある親がオーストラリア市民権を有する者でなくなった結果、子供が(1)項に基づきオーストラリア市民権を有する者でなくなる場合、又は

(b) 大臣は、(2)項に基づき、責任ある親がオーストラリア市民権を剥奪された結果として、子がオーストラリア市民権を有する者でなくなることを指示する権限を有する。

子供がオーストラリア市民権を有する者でなくなる時点、又は大臣がそのような権限を持つようになった時点で、子供のもう一人の責任ある親がオーストラリア市民権を有する者である場合、場合によっては、(1)項又は(2)項はその子供に関しては適用されない。

(c) 子供の責任ある親（他の責任ある親であるか否かを問わない）が、オーストラリア市民権を有する者である責任ある親であることがなくなるまで。

(d) (c)項で言及された停止が責任ある親の死亡を理由とする場合には、その死亡後いつでも。

<sup>164</sup> <https://immi.homeaffairs.gov.au/citizenship/certificate>

<オーストラリア市民権証明書>



COMMONWEALTH OF AUSTRALIA  
*Australian Citizenship Act 2007*

# Australian Citizenship

\_\_\_\_\_

born on \_\_\_\_\_

*I, the Minister administering the Australian Citizenship Act 2007,  
give notice that the abovenamed is an Australian citizen and that  
citizenship was acquired on \_\_\_\_\_*

Aussian.com

Dated: \_\_\_\_\_

Evidence No.: \_\_\_\_\_



MINISTER FOR IMMIGRATION,  
CITIZENSHIP AND  
MULTICULTURAL AFFAIRS

<オーストラリア市民権証明書>

オーストラリア連邦  
2007年オーストラリア市民権法  
オーストラリア市民権証明書  
氏名  
生年月日  
2007年オーストラリア市民権法を管理する大臣である私は、上記の名前はオーストラリア市民であり、市民権は日、月、年に取得されたことを通知します。

日付：日／月／年                      (署名)  
証明番号：                                      移民・市民権大臣

下記の証明書は、全てオーストラリア市民証明書に含まれているため、それぞれ異なる証明書は存在しない。申請取得方法は異なるが、最終的には Australian Citizenship Certificate として発行される。

- Conferral Certificate (授与証明書)
- Evidence Certificate (証拠証明書)
- Declaratory Certificate (宣言証明書)
- Citizenship by Descent(Extract) (血統主義による市民権、抜粋)：両親のどちらかがオーストラリア市民で出生時に市民権を取得
- Certificate of Naturalisation (帰化証明書)：外国籍を有していた者がオーストラリア国籍を取得
- Australian citizenship certificate of an Adoption in accordance with the Hague Convention on Intercountry Adoption or bilateral arrangement (オーストラリアの国際養子縁組条約又は二国間協定に基づく養子縁組のオーストラリア市民権証明書)
- Extract from the Register of Australian Births Abroad (海外オーストラリア出生登録簿から抜粋)<sup>165</sup>

<sup>165</sup> オーストラリア市民証明書サンプル  
<https://www.usi.gov.au/about/forms-id/citizenship-certificate>

## キ 身分登録法制（証明制度を含む。）について

離婚、国籍関連の証明はオーストラリア連邦憲法（Commonwealth of Australia Constitution Act）に基づき、連邦レベルで取り扱う（憲法第 51 条第 22 項）<sup>166</sup>。

出生、死亡、婚姻、氏名や性別の変更、養子の登録及び各種証明書の発行は州が行う<sup>167</sup>。

国民 ID のような身分証明書については過去に導入議論<sup>168</sup>があったが最終的な決定には至っていない。

現在認められている写真付きの身分証明書としては運転免許証（州が発行）、16 歳以上である年齢確認用の Photo Card(=NSW、州によって名前は違うが同様のものがある)<sup>169</sup>、パスポートや学生証がある。

写真がないものでは国民健康保険証であるメディケアカード（medicare Card）<sup>170</sup>、年金受給者カード（Pensioner Concession Card）<sup>171</sup>や連邦政府が発行する退役軍人カード（Veteran Card）<sup>172</sup>などがある。

その他出生証明書や結婚証明書、国籍証明書なども認められる。

## ク 国際私法について

国際私法については連邦司法省が管轄し、ハーグ国際私法会議の窓口となっているが<sup>173</sup>、各州において民事手続に関する法令が存在する<sup>174</sup>。オーストラリアは 1973 年にハーグ会議のメンバーとなり、1986 年に国際的な子の奪

---

<sup>166</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2013Q00005>

<sup>167</sup> 連邦政府ポータルサイト > Births, deaths and marriage registries

<https://info.australia.gov.au/information-and-services/family-and-community/births-deaths-and-marriages-registries>

<sup>168</sup> オーストラリア連邦議会 > Identity cards and the Access Card(2006/2, Last update 2010/8/17)

[https://www.aph.gov.au/About\\_Parliament/Parliamentary\\_Departments/Parliamentary\\_Library/Publications\\_Archive/archive/identitycards](https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/Publications_Archive/archive/identitycards)

<sup>169</sup> <https://www.rms.nsw.gov.au/roads/licence/nsw-photo-card.html>

<sup>170</sup> メディケアカードサンプル

<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/services/medicare/medicare-card>

<sup>171</sup> 年金受給者カードサンプル

<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/services/centrelink/pensioner-concession-card>

<sup>172</sup> 退役軍人カードサンプル

<https://www.dva.gov.au/health-and-treatment/veteran-healthcare-cards/veteran-card>

<sup>173</sup> 連邦司法省 > Private international law

<https://www.ag.gov.au/international-relations/private-international-law>

<sup>174</sup> <https://www.ag.gov.au/international-relations/private-international-law/relevant-australian-legislation#service-in-australia>

取の民事面に関する 1980 年の条約（未成年のこの合意のない移住を含む監護権争いについて）を批准。今現在も国間の養子縁組や法律に関するハーグ会議プロジェクト（判決の承認と執行、及び裁判所の管轄に関する規則を調和させるための判決等）が進行中である<sup>175</sup>。

また、1975 年連邦家族法でも「国際条約」、「国際協定」、「国際法執行」等、国際私法に係る内容を規定（13AA 編）<sup>176</sup>。

基本的に全ての手続は、各州の関連行政機関を通じて行う。  
民事手続に関する法令は、下記のとおり。

#### **NSW :**

関連法令は NSW 州統合規則、2005 年統一民事訴訟規則（NSW Consolidated Regulations, Uniform Civil Procedure Rules 2005）である。

- ・ 第 11 編、オーストラリア以外の文書及びプロセス業務（Part11- Service of documents outside Australia and service of external process）
- ・ 第 11A 編、ハーグ条約に基づく業務（Part11A- Service under the Hague Convention）<sup>177</sup>

#### **QLD :**

関連法令は QLD 州統合規則、1999 年統一民事訴訟規則（QLD Consolidated Regulations, Uniform Civil Procedure Rules 1999）<sup>178</sup>である。

- ・ 第 4 章：サービス（QLD におけるの通常業務）Chapter4:Service (Generally in QLD)
- ・ 第 4 章第 7 編、第 3 目（Chapter 4, Part 7, Division 3）：ハーグ条約に基づく業務（Service under the Hague Convention）
- ・ 同第 4 目（Division 4）：ハーグ条約以外の QLD における外国の法的手続業務（Service of foreign legal process in QLD other than under the Hague Convention）

---

<sup>175</sup> <https://www.internationalaffairs.org.au/the-hague-conference-on-private-international-law-adding-value-for-australia-2/>

<sup>176</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C01106>

<sup>177</sup> [http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/nsw/consol\\_reg/ucpr2005305/](http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/nsw/consol_reg/ucpr2005305/)

<sup>178</sup> [http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/qld/consol\\_reg/ucpr1999305/](http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/qld/consol_reg/ucpr1999305/)

**SA :**

2006年最高裁判所民事規則（Supreme Court Civil Rules 2006）<sup>179</sup>で以下について規定している。

- ・第2章、第4編、7目：ハーグ条約締結国ではない国の裁判所及び法廷に代わる文書の送達（Chapter2, Part4, Division7: Service of documents on behalf of courts and tribunals in countries which are not parties to the Hague Convention）
- ・第3章、第4編、第4目4条：ハーグ条約に基づく業務-外国の司法文書のローカル業務（Chapter3, Part4, Division4: Service under the Hague Convention- Local Service of foreign judicial documents）<sup>180</sup>

**TAS :**

2000年最高裁判所規則（Supreme Court Rules 2000）<sup>181</sup>で以下について規定している。

- ・第7編、第9目：議事録-TASでの業務全般（Part7, Division9: Proceedings- Service in TAS generally）
- ・第38編：外国プロセス業務（Part38: Service of foreign process）
- ・第38A編、第4目：ハーグ条約に基づく業務-外国の司法文書のローカル業務（Part38A, Division4: Service under the Hague Convention- Local service of foreign judicial documents）

**VIC :**

関連法令は2015年最高裁判所一般民事訴訟規則（Supreme Court General civil procedure rules 2015）<sup>182</sup>である。

- ・規則6：業務（VIC内での業務）（Order6: Service (Service generally in VIC)）。
- ・規則80、第4編：ハーグ条約に基づく業務-外国の司法文書のローカル

---

<sup>179</sup> <https://www.ag.gov.au/international-relations/private-international-law/relevant-australian-legislation#service-in-australia>

<sup>180</sup> 1987年最高裁判所規則 Super Court Rules 1987（2006年9月4日以前に開始された規則）も存在したが、2006年最高裁判所民事規則 Super Court Civil Rules 2006により廃止された。  
<https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/R/Supreme%20Court%20Rules%201987.aspx>

<sup>181</sup> <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/current/sr-2000-008>

<sup>182</sup> <https://www.supremecourt.vic.gov.au/law-and-practice/practice-notes/practice-notes-archive/supreme-court-general-civil-procedure-rules>

業務 (Order80, Part4: Service under the Hague Convention- Local service of foreign judicial documents)

**WA :**

1971年最高裁判所規則 (Rules of the Supreme Court 1971) <sup>183</sup>。

- ・規則 11 : 外国プロセス業務 (Order11: Service of foreign process)。
- ・規則 11A 第4目 : ハーグ条約に基づく業務-外国の司法文書のローカル業務 (Order11A, Division4: Service under the Hague Convention- Local service of foreign judicial documents)

**ACT :**

関連法令は2006年訴訟手続規則 (Court Procedures Rules 2006) <sup>184</sup>である。

- ・規則 6540~6542 : ACTにおける外国の法的手続業務 (Rules6540~6542: Service of foreign legal process in the ACT)。
- ・規則 6562~6565 : ハーグ条約に基づく送達-外国の司法文書のローカル業務 (Rules6562~6565: Service under the Hague Convention- Local service of foreign judicial documents)

**NT :**

関連法令は1987年最高裁判所規則 (Supreme Court Rules1987) <sup>185</sup>である。

- ・規則 80 : 外国プロセス業務 (Order80: Service of foreign process)。
- ・規則 7A、第4編 : ハーグ条約に基づく業務-外国の司法文書のローカル業務 (Order7A, Part4: Service under the Hague Convention- Local service of foreign judicial documents)

---

<sup>183</sup> [https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main\\_mrtitle\\_2029\\_homepage.html](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main_mrtitle_2029_homepage.html)

<sup>184</sup> <https://www.legislation.act.gov.au/sl/2006-29/default.asp>

<sup>185</sup> [https://legislation.nt.gov.au/Search/~/link.aspx?\\_id=31E617ADFF044C0594B18C5891BE0612&\\_z=z](https://legislation.nt.gov.au/Search/~/link.aspx?_id=31E617ADFF044C0594B18C5891BE0612&_z=z)

## (2) 関連法令の有効性について

### ア 憲法 (2013 年)<sup>186</sup>

現行憲法である。

オリジナルは英国の法令 (Commonwealth of Australia Constitution Act 1900) であった。

### イ 婚姻法 (1961 年、1973 年、1976 年、1985 年、2002 年、2004 年、2011 年、2013 年改正)<sup>187</sup>

現行法 (1961 年法律第 12 号 (Marriage Act 1961 No. 12, 1961)) である。

直近の改正は 2018 年 10 月に行われた。

### ウ 婚姻修正法 (1976 年)<sup>188</sup>

1976 年法律第 209 号婚姻修正法 (Marriage Amendment Act 1976 (No. 209 of 1976))。2015 年 3 月 25 日に廃止された。

### エ 家族法 (1975 年法律第 53 号、2012 年改正)<sup>189</sup>

現行法である。

直近の改正は 2019 年 5 月に行われた (Family Law Amendment (Family Violence and Cross-examination of Parties) Act 2018 に基づく)。

### オ 養子縁組施行規則 (1977 年改正)<sup>190</sup>

養子縁組規則 (Adoption Regulations) は以下の州で存在することを確認したが、連邦レベルの養子縁組施行規則は確認することができなかった。NSW(2015)、VIC(2008)、SA(2004)、TAS(2016)、ACT(1993)、NT(Adoption of Children Regulations 2016)

### カ オーストラリア連邦国籍及び市民権法 (1948 年法律第 83 号、1950 年、1952 年、1953 年、1955 年、1958 年、1959 年、1960 年、1966 年、1967 年

---

<sup>186</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2013Q00005>

<sup>187</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00441>

<sup>188</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2004A01638>

<sup>189</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00182>

<sup>190</sup> <https://www.sydney.edu.au/content/dam/corporate/documents/faculty-of-arts-and-social-sciences/research/research-centres-institutes-groups/open-adoption-studies/auslegislation-practicesummary-apr2019.pdf>



改正)<sup>191</sup>

Nationality and Citizenship Act 1948 (No. 83 of 1948.)。

「ク」項のオーストラリア市民権法（1969 年第 22 号）に引き継がれ、本法令自体は現在有効ではない（No longer in force）。

キ オーストラリア国籍及び市民権（ビルマ人）法（1950 年法律第 22 号）<sup>192</sup>

Nationality and Citizenship (Burmese) Act 1950 (No. 12 of 1950.) を指すと思われる（ただし同法は 1950 年法律第 12 号である）。

1981 年制定法改正法により廃止された<sup>193</sup>。

ク オーストラリア市民権法（1969 年第 22 号）<sup>194</sup>

Citizenship Act 1969 (No. 22 of 1969.)。

「ケ」項のオーストラリア市民権法（1973 年第 99 号）に引き継がれ、本法令自体は現在有効ではない。

ケ オーストラリア市民権法（1973 年第 99 号、1984 年、1986 年、1990 年、1991 年、1993 年、2002 年改正）<sup>195</sup>

Australian Citizenship Act 1973 (No. 99 of 1973.)。

2015 年に廃止された。

コ オーストラリア市民権法（2007 年第 20 号、2007 年、2008 年、2009 年、2010 年、2012 年、2013 年、2014 年、2015 年改正）<sup>196</sup>

現行法である（Australian Citizenship Act 2007）。

直近の改正は 2019 年 1 月に行われた。

サ 1965 年養子縁組法（首都地域）（1977 年改正）<sup>197</sup>

Adoption of Children Act 1965。1993 年に廃止された。

---

<sup>191</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C1948A00083>

<sup>192</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C1950A00012>

<sup>193</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00040>

<sup>194</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C1969A00022>

<sup>195</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2004A00041>

<sup>196</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00040>

<sup>197</sup> <https://www.legislation.act.gov.au/a/1965-15/>

シ **1993年養子縁組法（首都地域）（2012年改正）**<sup>198</sup>

現行法である。

上記に加えて、直近の改正は2020年9月に行われた。

ス **1964年養子縁組法（クイーンズランド州）**<sup>199</sup>

2009年養子縁組法によって2010年に廃止された<sup>200</sup>。

セ **2009年養子縁組法（クイーンズランド州）（2009年法律第29号）**<sup>201</sup>

現行法である。

直近の改正は2020年8月31日に行われた。

ソ **養子縁組法（タスマニア州）（1988年法律第41号、1990年、1994年、1995年、1996年、1998年、1999年、2003年、2007年、2009年、2010年、2013年改正）**<sup>202</sup>

現行法である。

直近の改正は2019年5月に行われた（Justice and Related Legislation (Marriage and Gender Amendments) Act 2019に基づく）。

タ **養子縁組法（西オーストラリア州）（1896年、1981年改正）**<sup>203</sup>

1896年法律第6号。1995年に最終改正された後、下記事項に記載の法令に移行したため廃止された。

チ **養子縁組法（西オーストラリア州）（1994年法律第9号、1997年、1998年、1999年、2002年、2003年、2004年、2008年、2009年、2012年改正）**

<sup>204</sup>

---

<sup>198</sup> <https://www.legislation.act.gov.au/a/1993-20/>

<sup>199</sup> [https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/repealed/current/act-1964-054?query=\(\(Repealed%3DY+AND+PrintType%3D%22act.reprint%22\)\)+AND+Content%3D\(%22Adoption%22\)+AND+Year%3D1964&q-collection%5B%5D=repealedActs&q-documentTitle=&q-prefixCcl=&q-searchfor=Adoption&q-searchin=Content&q-searchusing=allwords&q-year=1964&q-no=&q-point-in-time=25%2F06%2F2020&q-searchform=basic](https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/repealed/current/act-1964-054?query=((Repealed%3DY+AND+PrintType%3D%22act.reprint%22))+AND+Content%3D(%22Adoption%22)+AND+Year%3D1964&q-collection%5B%5D=repealedActs&q-documentTitle=&q-prefixCcl=&q-searchfor=Adoption&q-searchin=Content&q-searchusing=allwords&q-year=1964&q-no=&q-point-in-time=25%2F06%2F2020&q-searchform=basic)

<sup>200</sup> <https://www.findandconnect.gov.au/ref/qld/biogs/QE00017b.htm>

<sup>201</sup> <https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/inforce/current/act-2009-029>

<sup>202</sup> <https://www.legislation.tas.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-1988-041>

<sup>203</sup> [https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/law\\_a3246.html](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/law_a3246.html)

<sup>204</sup> [https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/law\\_a6.html](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/law_a6.html)

現行法である。

直近の改正は 2013 年に行われた。

- ツ 養子縁組法（ニューサウスウェールズ州）（2000年法律第75号、2001年、2002年、2003年、2005年、2006年、2008年、2009年、2010年改正）<sup>205</sup>

現行法である。

直近の改正は 2020 年 3 月に行われた（Children’s Guardian Act 2019 No 25 による）。

- テ 養子縁組法（ビクトリア州）（1984年法律第10150号、1989年、1992年、1994年、1996年、1997年、1998年、2000年、2004年、2005年、2006年、2010年、2011年、2013年、2014年、2015年改正）<sup>206</sup>

現行法である。

直近の改正は 2019 年に行われた。

- ト 1974年子供の地位に関する法律（ビクトリア州）（1974年法律第8602号、1984年、1989年、2014年改正）<sup>207</sup>

現行法である。

直近の改正は 2019 年 9 月で、加えて、1998 年 3 月、同 11 月、2000 年、2003 年、2008 年、2010 年 1 月、同 7 月、2012 年、2015 年に改正されている。

- ナ 1959 年出生、死亡及び婚姻登録法（ビクトリア州）（1959 年法律第 6564 号、1962 年、1970 年、1972 年、1974 年、1985 年改正）

1996 年に下記の「1996 年出生、死亡及び婚姻登録法（ビクトリア州）」に移行した<sup>208</sup>。

- ニ 1996 年出生、死亡及び婚姻登録法（ビクトリア州）<sup>209</sup>

現行法である。

1996 年法律第 43 号、1997 年、1998 年、1999 年、2000 年、2004 年、2005

---

<sup>205</sup> <https://www.legislation.nsw.gov.au/#/view/act/2000/75/full>

<sup>206</sup> <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/adoption-act-1984/071>

<sup>207</sup> <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/status-children-act-1974/042>

<sup>208</sup> <https://www.lawreform.vic.gov.au/content/3-birth-registration>

<sup>209</sup> <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/births-deaths-and-marriages-registration-act-1996/039>

年4月、同8月、2006年、2007年7月、同8月、2008年、2009年、2010年1月、同7月、2011年6月、同7月、2014年7月、同10月、2017年、2018年、2019年3月、2020年6月に改正されている。

ヌ **1975年家族法（ビクトリア州）**

ビクトリア州に、そのような法律は見当たらなかった<sup>210</sup>。

ビクトリア州の現行法は「2005年児童・青年・家族法（Children, Youth and Families Act 2005<sup>211</sup>）」である。

それ以前の法については、以下のとおり確認することができた。

・1991-2007年

1989年児童・青年法（Children and Young Persons Act1989）<sup>212</sup>

・1985-1991年

1984年児童（後見人及び監護権）法（Children (Guardianship and Custody) Act 1984）<sup>213</sup>

・1974-1992年

1973年児童裁判所法（Children's Court Act 1973）<sup>214</sup>

他に「1974年児童法（Status of Children Act1974）<sup>215</sup>」が確認することができた。

Section7-父性の認識

Section8-親子関係の証拠

ネ **1988年養子縁組法（南オーストラリア州）（1988年法律第90号、1993年、1996年、2005年、2009年、2013年改正）<sup>216</sup>**

現行法である。

2016年に改正、また直近の改正は2018年12月に行われた。

---

<sup>210</sup> <https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00101>

1975年家族法（連邦法）サイト 25/Nov/2009 登録の C2004C03946 版には 66P に参考資料と同様の文面が確認できた。 <https://www.legislation.gov.au/Details/C2004C03946>

参考資料 <https://www.kokusekidatabase.moj.go.jp/search/horei/html/AUS13.htm>

<sup>211</sup> <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/children-youth-and-families-act-2005/124>

<sup>212</sup> [http://www5.austlii.edu.au/au/legis/vic/hist\\_act/caypa1989278/](http://www5.austlii.edu.au/au/legis/vic/hist_act/caypa1989278/)

<sup>213</sup> [http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/vic/hist\\_act/caca1984317/](http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/vic/hist_act/caca1984317/)

<sup>214</sup> [http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/vic/hist\\_act/cca1973176/](http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/vic/hist_act/cca1973176/)

<sup>215</sup> [http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/vic/consol\\_act/soca1974199/](http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/vic/consol_act/soca1974199/)

<sup>216</sup> <https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/ADOPTION%20ACT%201988.aspx>

令和2年度 法務省調査研究  
「オーストラリア連邦における身分関係法制調査研究」  
報告書

令和3年2月15日

©法務省 民事局民事第一課

調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社

(略称：WIP ジャパン株式会社)

多言語クリエイティンググループ 海外制度・政策調査チーム

チーフアナリスト 坂井岳志

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 電話：03-3230-8000

[www.wipgroup.com](http://www.wipgroup.com)